

副

第33回黒潮町議会3月定例会会議録

平成27年3月6日 開会

平成27年3月18日 閉会

黒 潮 町 議 会

黒潮町議会 3 月定例会会議状況

月 日	曜日	会 議	行 事
3 月 6 日	金	本会議	開会・会期の決定・提案理由の説明
3 月 7 日	土	休 会	休 会
3 月 8 日	日	休 会	休 会
3 月 9 日	月	本会議	質疑・委員会付託
3 月 10 日	火	休 会	委員会
3 月 11 日	水	休 会	委員会
3 月 12 日	木	休 会	委員会
3 月 13 日	金	本会議	一般質問
3 月 14 日	土	休 会	休 会
3 月 15 日	日	休 会	休 会
3 月 16 日	月	本会議	一般質問
3 月 17 日	火	本会議	一般質問
3 月 18 日	水	本会議	一般質問・委員長報告・ 委員長報告に対する質疑、討論、採決・閉会

黒潮町告示第7号

平成27年3月第33回黒潮町議会定例会を次のとおり招集する。

平成27年2月27日

黒潮町長 大西 勝也

記

- | | | |
|-----|---|-----------------|
| 1 期 | 日 | 平成27年3月6日 |
| 2 場 | 所 | 黒潮町本庁舎 3階 議会議事堂 |

平成27年3月6日(金曜日)

(会議第1日目)

応招議員

1番	小松孝年	2番		3番	西村將伸
4番	坂本あや	5番	亀沢徳明	6番	宮地葉子
7番		8番	山崎正男	9番	藤本岩義
10番	明神照男	11番	森治史	12番	宮川徳光
13番	池内弘道	14番	濱村博	15番	矢野昭三
16番	小永正裕				

不応招議員

なし

出席議員

応招議員に同じ

欠席議員

なし

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	大西勝也	副町長	松田春喜
総務課長	武政登	情報防災課長	松本敏郎
税務課長	川村一秋	住民課長	金子富太
健康福祉課長	宮川茂俊	農業振興課長	森下昌三
まちづくり課長	森田貞男	産業推進室長	門田政史
地域住民課長	村越豊年	海洋森林課長	浜田仁司
建設課長	今西文明	会計管理者	矢野雅彦
教育委員長	山下一夫	教育長	坂本勝
教育次長	畦地和也		

本会議に職務のため出席した者

議会事務局長 小橋和彦

書記 都築智美

議長は会議録署名議員に次の二人を指名した。

4番 坂本あや

5番 亀沢徳明

議事日程第1号

平成27年3月6日 9時00分 開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議案第66号から議案第105号まで
(提案理由の説明)

●町長から提出された議案

議案第 66 号	黒潮町税条例の一部を改正する条例について
議案第 67 号	黒潮町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
議案第 68 号	黒潮町振興計画審議会条例の一部を改正する条例について
議案第 69 号	黒潮町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
議案第 70 号	黒潮町特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例について
議案第 71 号	黒潮町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について
議案第 72 号	教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例を廃止する条例について
議案第 73 号	黒潮町議会委員会条例の一部を改正する条例について
議案第 74 号	教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定について
議案第 75 号	教育長の勤務時間その他の勤務条件に関する条例の制定について
議案第 76 号	黒潮町職員定数条例の一部を改正する条例について
議案第 77 号	黒潮町行政組織条例の一部を改正する条例について
議案第 78 号	黒潮町いじめ問題対策連絡協議会等設置条例の制定について
議案第 79 号	黒潮町保育の実施に関する条例を廃止する条例について
議案第 80 号	黒潮町立保育所設置条例の一部を改正する条例について
議案第 81 号	黒潮町介護保険条例の一部を改正する条例について
議案第 82 号	黒潮町地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の制定について
議案第 83 号	黒潮町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定について
議案第 84 号	黒潮町立大方児童館に係る指定管理者の指定について
議案第 85 号	平成 26 年度黒潮町一般会計補正予算について
議案第 86 号	平成 26 年度黒潮町宮川奨学資金特別会計補正予算について
議案第 87 号	平成 26 年度黒潮町給与等集中処理特別会計補正予算について
議案第 88 号	平成 26 年度黒潮町国民健康保険事業特別会計補正予算について
議案第 89 号	平成 26 年度黒潮町介護保険事業特別会計補正予算について
議案第 90 号	平成 26 年度黒潮町国民健康保険直診特別会計補正予算について
議案第 91 号	平成 26 年度黒潮町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算について
議案第 92 号	平成 26 年度黒潮町情報センター事業特別会計補正予算について
議案第 93 号	平成 27 年度黒潮町一般会計予算について
議案第 94 号	平成 27 年度黒潮町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について
議案第 95 号	平成 27 年度黒潮町宮川奨学資金特別会計予算について
議案第 96 号	平成 27 年度黒潮町給与等集中処理特別会計予算について
議案第 97 号	平成 27 年度黒潮町国民健康保険事業特別会計予算について
議案第 98 号	平成 27 年度黒潮町介護保険事業特別会計予算について
議案第 99 号	平成 27 年度黒潮町介護サービス事業特別会計予算について
議案第 100 号	平成 27 年度黒潮町国民健康保険直診特別会計予算について

- 議案第 101 号 平成 27 年度黒潮町後期高齢者医療保険事業特別会計予算について
議案第 102 号 平成 27 年度黒潮町農業集落排水事業特別会計予算について
議案第 103 号 平成 27 年度黒潮町漁業集落排水事業特別会計予算について
議案第 104 号 平成 27 年度黒潮町情報センター事業特別会計予算について
議案第 105 号 平成 27 年度黒潮町水道事業特別会計予算について

●委員会に付託した陳情・要請・請願

- 陳情第 49 号 横田めぐみさん拉致事件に関する陳情について
陳情第 62 号 合併特例債の適用期間の再延長を求めることについて

議 事 の 経 過

平成 27 年 3 月 6 日
午前 9 時 00 分 開会

議長（小永正裕君）

おはようございます。

ただ今から、平成 27 年 3 月第 33 回黒潮町議会定例会を開会します。

これから、日程に従い会議を進めますので、よろしくお願い致します。

諸般の報告をします。

初めに、報告第 129 号および第 130 号が町長から、報告第 131 号から第 133 号までが監査委員から提出されました。議席に配布しておりますので、ご確認、ご了承願います。

次に、本日までに受理しました陳情書は、議席に配布しております文書表のとおりです。

陳情第 49 号から第 53 号まで、陳情第 61 号および第 62 号を総務常任委員会に、陳情第 54 号および第 60 号を産業建設常任委員会に、陳情第 55 号から第 59 号までを教育厚生常任委員会に付託します。

次に、議長の行動報告につきましては議席に、また、町長の行動報告につきましては全員協議会でそれぞれ配布しておりますので、これをもって報告に代えさせていただきます。

以上で諸般の報告を終わります。

町長から発言を求められております。

これを許します。

町長。

町長（大西勝也君）

おはようございます。

今日は、平成 27 年 3 月定例議会を招集致しましたところ、何かとご多用のところ全員のご出席を賜りまして誠にありがとうございます。

今議会につきましても真摯（しんし）な対応に努めてまいりますので、慎重なご審議を賜りますようお願い申し上げます。

それでは、12 月議会定例会以降の主な事項につきまして行政報告をさせていただきます。

まず、南海トラフ地震をはじめとする防災対策事業の経過報告についてでございます。

平成 23 年 3 月 11 日の東北地方太平洋沖地震発生から、間もなく 4 年となります。この未曾有とも言うべき大災害で犠牲になられました多くの方々に、あらためて哀悼の意を表しますとともに、心からご冥福をお祈り申し上げます。

この東日本大震災以降、特に、平成 24 年 3 月 31 日の南海トラフの巨大地震による震度分布、津波高の推計で、本町が日本一厳しい想定を公表されてからは、南海トラフ地震の防災対策を本町における緊急かつ最優先課題と位置付け、全力で取り組んでまいりました。

本議会におきましては、その内容につきまして少し詳しくご報告をさせていただきたいと思っております。

まず、避難道整備につきましては、平成 23 年度から平成 31 年度までに 212 本の整備を計画致しております。そのうち、本年度までに完成する避難道は 106 本であり、これを平成 28 年度までに 208 本の完成をする予定でございます。

またこれ以外に、国土交通省の方では、国道 56 号の管理を兼ねた避難路を、平成 24 年度に 6 本、平成 26

年度に11本の整備をいただいております。

次に、津波避難困難地区を対象とした津波避難タワーにつきましては、平成25年度に5基の建設を行い、平成27年度には佐賀地区へ最後の1基を建設致します。またこれ以外に、高知県の方では、土佐西南大規模公園利用者対策の津波避難タワーを1基建設していただく予定でございます。

次に、防災倉庫につきましては、平成24年度から平成28年度にかけて112カ所への設置を計画致しております。そのうち、本年度までに68カ所が完成する見込みでございます。

次に、備蓄計画につきましては、平成32年度までの備蓄年次計画を定めて進めており、町内36カ所の避難所への分散配備も計画的に進めております。備蓄につきましては、防災対策基本法の中で住民の責務として定められておりますが、これを補完するものとして黒潮町では、飲料水および非常食につきましては全町民の1日、三食分を目標として備蓄を進めており、食料につきましては本年度で目標値を達成し、飲料水につきましては平成27年度に目標値に到達致します。

なお、黒潮町地域防災計画の中では、町民の皆さまには3日以上のお食料、飲料水、物資の備蓄を呼び掛けております。

次に、黒潮消防署庁舎等の整備につきましては、平成22年度の用地買収から始まりましたが、本年度で訓練棟以外の主な施設整備がほぼ完了致します。

なお、災害時に孤立化が心配される鈴地区へのヘリポート建設は、平成27年度に計画をしております。

次に、耐震につきましては、学校施設の耐震改修は平成27年度で完了予定ですが、黒潮町総合センターの耐震事業などを新たに計画しており、主な公共施設の耐震化は平成28年度にほぼ終了する予定となっております。

なお、平成27年度には公共施設等管理計画を作成して、耐震を含めてすべての公共施設の適切な管理を図っていくこととしております。

一般住宅の耐震につきましては、国は平成32年度までに95パーセントの耐震化を目指しておりますが、本町の耐震化率は平成26年度現在39.3パーセントであり、高知県平均の75パーセントと比較しても大きく遅れており、南海トラフ地震対策の大きな課題となっております。この課題に対し、本年度は住宅耐震診断の無料化を図るとともに、相談員を設置して戸別訪問をしながら、きめ細かく対応をまいりました。その結果、本年度は前年度の12.7倍の耐震診断実績が見込まれております。

そこで、平成27年度におきましては、さらに耐震設計への個人負担額の軽減が図られるよう制度改正を行い、耐震診断から耐震設計、さらに耐震改修へしっかりと結びつく取り組みを進めてまいります。

また、一般住宅の耐震化対策は個人の負担も伴う大変困難な課題ではありますが、視点を変えれば、建築関係事業者にとっては大きなビジネスチャンスでもあり、町の経済活性化につながる期待もあります。

今後は、黒潮町商工会や町内建築関係団体のご協力もいただき、住宅耐震化対策事業の勉強会等も開催してまいります。

次に、南海トラフ巨大地震の新想定を受けた平成24年3月以降、多くの町民の皆さまにご協力をいただきながら、防災対策に関する懇談会、学習会および訓練等を実施してまいりました。その数は、情報防災課で記録しているだけでも昨年末までに836回、4万13人の参加者となっております。

その結果、新想定が公表された当初に多く聞こえた、あきらめの声はほとんど聞かれなくなりました。このことは、決して避難放棄者を出さないという、黒潮町の南海トラフ地震・津波対策の基本的な考え方が確実に広がったのではないかと感じております。

最後に、黒潮町は自然の恵み豊かな町であり、私たちはこれまでと変わらないこのふるさとの地で、人が元気で、自然が元気、そして地域が元気な町づくりを進めてまいります。そのためにも、時として荒ぶる自然と

うまく付き合っていくためには、しっかりとした防災計画を持ち、全町民で共有する必要があります。

今年度中には、現在の黒潮町地域防災計画を総合的に見直すとともに、被災後にも対応できる黒潮町業務継続計画の作成を行い、さらなる防災対策の推進を図ってまいります。

次に、津波防災教育プログラムの作成について報告させていただきます。

昨年5月から、群馬大学、片田敏孝教授などのご指導を得ながら、町内全小中学校防災教育主任の先生方の作業チームにおいて、黒潮町独自の津波防災教育プログラムの作成に取り組んでまいりましたが、このたび試案が完成致しましたので報告させていただきます。

今回作成した津波防災教育プログラムの特徴を申し上げますと、命を守るための避難訓練と、地震の発生メカニズムや歴史、地域のハザードマップや避難する際の注意点などを教える知識の防災教育に加えて、小中学校9年間を通じて、児童生徒の内発的な自助、共助の意識をはぐくむ命の防災教育を土台に据えた点にあります。

そのため、小学校低学年では自分の命にかかわること、中学年では家族の命にかかわること、高学年では他者の命にかかわること。また、中学生になると、災害文化の継承に貢献する素養を身に付けることを大きな狙いに、1、防災をわがこととしてとらえるための学習、2、解決策を考えるための学習、3、考えた対応を実践、具体化するための教育を、発達段階に応じて実践してまいります。

今回作成したものは、本編となる黒潮町津波防災教育プログラム、資料編として、防災教育必携～指導のココロ～、防災教育を自校化する際に役立つ写真や映像資料を収めた補助資料集、これまで町内の小中学校で実施された津波防災教育の実践例のうち、命の防災教育の観点が含まれた授業実践事例をまとめた実践事例集、計4冊のプログラムとなっております。

早速、来年度4月から各校で当プログラムに基づく実践授業を行っていただき、授業内容のレベルを高めていくとともに、年間数回の公開実践授業や成果発表会の開催を計画しております。

また、教員が異動しても同質の防災教育が各校で実践、継承されていくよう、また、他校の実践事例を各校が参考にできるよう、実践授業つきましては実践事例集に毎年度追録してまいります。

これら当町独自の防災教育プログラムをさらに発展、定着させていくために、来年度も引き続き、群馬大学、片田教授等のご指導を仰ぎたいと考えております。

次に、黒潮町庁舎移転事業の進捗について報告させていただきます。

これまで、庁舎建設に係る基本設計および実施設計の業務委託をする設計業者を指名型プロポーザル方式によって決定するとご報告をさせていただいておりましたが、平成26年12月5日付で大手設計業者7社に対し指名通知を行なったところ、最終的に3社からの参加表明がございました。

これを受け、平成27年1月23日に、高知工科大学の建築工学に詳しい2名の教授と、町執行部の5名を加えた合計7名の選考委員が、参加業者からのプレゼンテーションを受けた後、選考委員会を開催致しました。

その結果、設計業者は、高知県警察本部庁舎などの業務実績のある株式会社山下設計関西支社に決定し、業務委託契約を平成27年2月20日付で締結致しました。契約金額は4,266万円でございます。

この設計業務の主な内容は、庁舎建設のための基本設計および実施設計でございまして、本庁舎棟および車庫ならびに倉庫棟の付帯設備のほか、旧庁舎の解体費用の積算ならびに関連する法手続き一式の業務でございます。

次に、現在進行中の業務の平成27年2月20日現在の進捗についてご報告致します。

一団地の津波防災拠点施設で都市計画決定を受けている区域全体の造成設計業務は約80パーセントの進捗よくで、同時進行の地質調査は約90パーセントの出来高でございます。

また、区域内の用地の取得状況につきましては、契約見込みも含めて約80パーセントとなっております。以上、行政報告とさせていただきます。

引き続き、平成27年度の一般会計および特別会計のご審議をいただくに当たり、町政運営の基本方針および主要施策について、その概要を説明し所信を申し上げます。

政府は、失われた20年からの脱却を目指し、アベノミクスによる諸政策を進めてまいりました。その結果、当初の目的であったデフレの克服に向けては、平成26年の消費者物価指数の上昇に見られるように、着実に成果となって表れております。しかしながら、賃金上昇が物価上昇に追いついておらず、実質賃金の低下が新たな問題となっており、本格的な景気回復に向けての課題ともなっております。

また、景気減退の主要要因として挙げられる人口減少社会を迎える中で、特に地方部での人口問題が注目されるようになりました。民間研究機関の日本創生会議の分科会の報告や、その座長であります増田寛也元総務大臣の著書、地方消滅などで警鐘が鳴らされているように、地方の衰退に歯止めをかけるための新たな取り組みが必要となっております。

そのような中で、昨年7月に内閣官房に、まち・ひと・しごと創生本部が立ち上げられました。出生率の低い都市部の人口過多を解消し、地方での成長活力の増大により人口減少問題を解決することを目的として行われる一連の取り組みは、私たち地方のための施策であるにとどまらず、長期的視野に立った国家戦略であり、大いに活用していく必要があります。

本町では、平成24年3月31日の内閣府の津波新想定公表以降、懸念された人口流失の加速化現象である震災前過疎への対策として各種施策を実施してきたところでございます。政府の新たな施策をこれまでの町が実施してきた施策の後押しとし、防災対策の充実から、まちづくり、ひとづくり、しごとづくりを推し進め、黒潮町の発展へと結びつけていく必要があります。

昨年6月、高知県は平成23年度市町村経済統計の概要を公表致しました。それによりますと、平成23年度の本町の町内総生産は約276億円で、前年度比1.2パーセントの減となっており、県内成長率マイナス0.4パーセントを大きく下回っております。一方で、平成13年度から平成23年度までの平均成長率は、高知県マイナス1.7パーセントに対して、黒潮町マイナス1.6パーセントと近似値を示しております。

産業別の構成比を県内で比較すると、第三次産業の比率は県では82.5パーセントとなっているのに対して、黒潮町では69.9パーセント、第一次産業の比率は県3.9パーセントに対して、黒潮町17.2パーセントとなっており、あらためて第一次産業の盛衰が町全体に大きな影響を及ぼすことが見て取れます。第一次産業のみならず、各次産業の復興を図るための施策を喫緊の課題として取り組む必要がございます。

本町の財政状況は、平成25年度決算で地方公共団体が通常水準の行政活動を行う上で必要な一般財源の大きさを表す標準財政規模は50億140万4,000円、地方公共団体の財政力の強さを表す財政力指数は0.20、標準財政規模に対する実質収支の割合を表す実質収支比率は5.8パーセント、歳入構造の弾力性を表す経常一般財源等比率は94.6パーセントとなっております。また、平成25年度決算での普通会計歳入決算額は107億2,370万9,000円、歳出決算額は103億2,383万1,000円で、実質収支が2億8,862万3,000円、経常収支比率は89.4パーセントとなっております。財政健全化判断基準に基づく4指標のうち、実質公債費比率は10.1パーセント、将来負担比率は19.2パーセント、実質赤字比率および連結実質赤字比率はともに黒字で、公営企業に係る資金不足比率も含め、早期健全化基準、財政再生基準を下回っております。また、平成25年度決算での普通会計における地方債残高は116億9,857万4,000円、積立金現在高は47億3,420万2,000円となりました。

以上の点を踏まえ、平成27年度の予算編成に当たりましては黒潮町総合振興計画に基づき、人が元気、自然が元気、地域が元気なまちづくりに向けて、防災対策の充実、高齢者福祉施策の充実、産業振興による雇用の

創出、生きる力をはぐくむ教育の充実、社会資本整備の促進、地域支援施策の充実の6点を重点項目とし、緊急性、必要性を考慮して予算編成を行いました。

当初予算の概要は、一般会計当初予算が107億4,500万円で、前年度の肉付け予算後である6月定例議会後の予算現額と比較致しますと、7.4パーセント、7億3,738万4,000円の増となっております。また、12特別会計を一般会計に加え、重複分を除いた純計額は149億911万1,000円で、前年度6月議会後予算現額と比較して7.1パーセント、額にして9億9,147万3,000円の増となりました。

一般会計を性質別で見ると、義務的経費のうち人件費は退職手当負担金の増や選挙に伴う時間外手当の増などにより3,228万3,000円の増、扶助費は児童手当の減などにより707万2,000円の減、公債費は定期償還分が増額となったものの、平成26年度は繰上償還を実施するための費用を計上していたため3億7,083万9,000円の減など、義務的経費全体で3億4,562万8,000円の減となっております。

投資的経費は、庁舎移転事業に係る造成工事費の計上や都市防災総合推進事業での防災広場整備、町内全域での避難誘導標識の設置工事の実施などにより、前年度より14億1,860万7,000円の大幅な増となっております。

その他の経費は、補助費等が子ども・子育て新制度に伴う保育給付費の増や、木造住宅耐震事業の補助拡充に伴う増などにより1億9,406万4,000円の増。積立金が、庁舎移転準備金を財源とした新しいまちづくり基金積立金の減や、県の津波避難対策等加速化臨時交付金を原資とした防災対策加速化基金の減などにより6億6,929万円の減。繰出金は、情報センター事業の公債費の元金分の据え置き期間の終了に伴う増や、国民健康保険事業の赤字補てん繰り出しの増などにより1億1,138万7,000円の増となっております。

歳入は、地方交付税は、普通交付税の基準財政需要額が公債費分が大きく伸びることにより、前年度比2.6パーセント増の40億円を、地方税は、平成26年度の調定見込額より、対前年比1.0パーセント減の7億7,284万5,000円を見込んでおります。

また、町債は庁舎移転事業による普通建設事業費の大幅な増加により、前年度比78.0パーセント増の26億1,470万円と致しました。

国庫支出金は、都市防災総合推進事業や道路事業の増加による社会資本整備総合交付金の増により、前年度比81.0パーセント増の10億9,548万円を見込んでおります。

次に、各種施策について申し上げます。

まず、活力ある産業と交流のまちづくり、農業の振興について申し上げます。

本町の農家戸数は、2010年世界農林業センサスによると、平成12年から平成22年までの10年間で185戸、17.3パーセントの減少となっております。また、そのうち販売農家だけで見ると27.2パーセントの大幅な減少となっており、後継者の育成は喫緊の課題でございます。その課題解決のために、平成22年度より始めました新規就農研修支援事業により、平成25年度までの実績で計10名の新規就農者が誕生を致しました。引き続き新規就農者の確保を図るため、農業公社や地域、ご指導いただく篤農家の皆さま方と連携して、新規就農研修支援事業や青年就農給付金などに取り組んでまいります。

また、農業経営の安定化と生産性の向上を図るため、ハウス整備事業やレンタハウス整備事業、環境制御技術導入加速化事業、中山間地域集落営農等支援事業などを行ってまいります。

次に、林業の振興について申し上げます。

2010年の世界農林業センサスによれば、本町の林野面積は1万5,632ヘクタールで、総土地面積の82.9パーセントを占めております。また、2000年世界農林業センサスによると、町内の人工林面積は8,545ヘクタールとなっております。国内の木材価格は昭和55年をピークとして長期下落傾向にあり、平成21年以降は下げ

止まってはいるものの、依然として価格が上向く傾向にはございません。木材価格の低迷は生産者の意欲を減退させ、山林の荒廃にも結びついております。なりわいとしての林業を維持し、黒潮町の自然環境を保護するための施策の推進は災害対策にも結びついていきます。そこで、昨年度に引き続き、造林事業補助金や森林整備地域活動支援交付金などにより森林整備の支援を行ってまいります。

また、全国的に有害鳥獣による被害が拡大を致しております。本町においても例外ではなく、農林作物への被害が後を絶ちません。その対策のための鳥獣被害対策実施隊や有害鳥獣捕獲報奨金も引き続き計画を致しております。

次に、水産業の振興について申し上げます。

平成23年度市町村経済統計の概要によれば、町内総生産の約12パーセントは水産業で占められております。また、平成24年度海面漁業生産統計調査では、町内の漁獲高の63.7パーセントをカツオ類が占めております。本町のカツオの一本釣り漁は全国に名を轟かせており、黒潮町はカツオの町として大変有名でございます。しかしながら、近年ではカツオ資源の枯渇がいわれ、昨年は本町も含めて、全国的にカツオ不漁となりました。そのため、カツオの水揚げ対策への取り組みは喫緊の課題となっております。その対策として、カツオ水揚げ促進事業や活餌供給機能強化対策事業により、佐賀漁港への水揚げ増加を目指します。また、土佐さがカツオビジネス創造事業により、本町のカツオ文化の醸成とPRを図ってまいります。

そのほかにも、沿岸漁業の資源確保のため資源管理型漁業推進事業や、漁港の施設整備の種子島周辺対策事業や漁業生産基盤維持向上事業なども予定をしております。

また、県は水産振興対策として水産品の流通の仕組みづくりに本格的に取り組むことと致しております。本町の水産物の販路開拓はもとより、少しでも有利に販売ができるよう連携を強化してまいります。

次に、商工業の振興について申し上げます。

本町の商工業は、経営者の高齢化に伴う事業縮小や廃業、また、近隣市町村に建設された大型ショッピングセンターへの顧客流出などにより縮小の一途をたどっております。一方で、高齢化の進む本町では、自動車などの移動手段のない高齢者も増えてきており、地元商店が廃業となることは基礎的な生活基盤が奪われることにもつながりかねません。地元商店の存続のためには、町内での消費活動の拡大が求められます。生活支援、消費喚起のための交付金が1年限りとして平成26年度に創設されました。平成27年度はその交付金を活用し、大規模な町内消費喚起、消費拡大を図っていく予定でございます。

また、商工業の振興を図ることを目的として、中小企業支援のための商工経営資金融資制度に基づく商工経営資金貸付金も引き続き予算計上させていただいております。

次に、観光の振興について申し上げます。

本町の観光は、入野海岸、入野松原やカツオ文化などのコンテンツを観光資源として、60万人以上の入込客を数えるまでになりました。さらなる観光客の誘致を図るため、土佐西南大規模公園内のスポーツ施設や町内のゴルフ施設などと連携し、スポーツツーリズムに取り組んでいるところでございます。その取り組みの成果もあり、近年は大学のスポーツ合宿やスポーツイベントの誘致の増加につながっております。引き続き、NPO砂浜美術館と連携しながら、スポーツ合宿支援助成事業やスポーツ施設整備補助金、スポーツ合宿モニターツアーなどに取り組み、入込客の増加を図ってまいります。

また、平成27年度には離岸流のため利用休止としておりました、入野海水浴場の潮流調査も計画を致しております。

次に、雇用対策の充実について申し上げます。

総務省の労働力調査によると、全国の完全実業率は平成21年7月の5.5パーセントをピークとして、アベノ

ミクスの効果による景気回復もあり、平成27年1月時点では3.6パーセントまで回復を致しました。一方で、高知県の雇用失業情勢は、高知労働局の発表によると平成27年1月の有効求人倍率は0.83となっており、平成25年度平均の0.76と比較すると大幅に改善されていることが分かります。しかしながら、景気回復の波はまだ地方まで届いておらず、引き続いて雇用対策の取り組みが必要でございます。

本町では、昨年3月に黒潮町缶詰製作所を第三セクターとして立ち上げ、雇用の場の拡大を図ってまいりました。引き続き、一日でも早い規模拡大による外商機能の強化と、さらなる雇用の場の拡大に努めてまいります。

次に、思いやりのある健康・医療・福祉のまちづくりから、保健、医療、福祉の充実について申し上げます。

医療技術、衛生技術の進歩により、日本は世界有数の長寿命国となりました。一方で、先進国病の一つである少子化が大幅に進んでおり、少子高齢化の対策は国全体が最優先で取り組まなければならない大きな課題となっております。

人口減少社会の到来により、本町の将来人口推計も大きな下降曲線を描いております。今から25年後の平成52年の本町の人口推計は、国立社会保障・人口問題研究所で6,657人、日本創生会議では6,095人となっており、現在の人口がほぼ半減することが予想されております。少子高齢化後の人口減少を見据え、活力ある町を今後も残していくためには健康寿命をどのように伸ばしていくのか、そのための対策が重要でございます。引き続き、第1次予防の推進のために、健康づくり推進協議会や食生活改善推進協議会と連携し、取り組みを進めてまいります。

また、2次予防につきましては、健康増進法に基づき、各種がん検診や特定健診を行っているところです。平成25年度の受診率は、特定健診36.5パーセント、肺がん検診44パーセント、胃がん検診8.8パーセント、大腸がん検診17.8パーセント、子宮がん検診14.7パーセント、乳がん検診22.3パーセントとなっております。早期発見、早期治療に向けて、個別通知や電話による勧奨などを行い、受診率の向上に努めてまいります。

地域医療の拠点として、佐賀北部地域に設置しております拳ノ川診療所の医師確保が喫緊の課題となっております。現在は幡多医師会や高知県などからの派遣によって医師不在の状況を回避しておりますが、常勤の医師を確保するため、各種方面への取り組みを継続して行ってまいります。

次に、次世代育成および子育て支援対策の充実について申し上げます。

総務省の住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査によると、平成21年3月31日から平成26年1月1日までのおよそ5年間で、本町の14歳以下の年少人口は238人、17.6パーセントも減少を致しました。昨年、政府が立ち上げた、まち・ひと・しごと創生本部は基本的視点の一つを、人口減少を克服するため、若い世代が安心して働き、希望どおり結婚・出産・子育てをすることができる社会経済環境を実現するとしており、活力ある地方を取り戻すためには、これまで以上の子育て支援の取り組みが必要となっております。

そのような中で、子ども・子育て支援新制度が本年4月より本格スタートとなります。現段階においても、保育料の算定方法や財政措置などが細部までは公表されておらず、平成27年度は見切り発車でスタートとなってしまいます。今後出てくる情報を整理しながら、本町の制度構築を行う必要がございます。保育所の保護者の皆さま方へ十分な説明を重ねながら、新制度へ完全移行していきますのでよろしくお願い致します。

また、佐賀保育所の津波浸水区域からの移転に向けては、平成29年度中の完了を目指し、移転施設の設計委託を予算計上させていただきました。

次に、地域福祉の充実について申し上げます。

社会が多様化し、さまざまな問題が現れる中で、共助による社会づくりが重要視されております。その共助による社会づくりのための地域福祉の拠点として、黒潮町保健福祉センターと黒潮町総合センターを位置付け

ており、また、各地区においてはそれぞれの集会所を拠点として取り組みを推進してきたところでございます。そのような中、新たな黒潮町の福祉ネットワーク構想として、あったかふれあいセンターを町内3カ所で立ち上げ、地域福祉ネットワークの構築を図ってまいりました。あったかふれあいセンターのさらなる拡充も含め、施策の充実を検討しながら、社会福祉協議会や民生委員、児童委員との協力の下、地域福祉の充実に向けて取り組んでまいります。

次に、高齢者福祉の充実について申し上げます。

総務省の住民基本台帳に基づく人口、人口動態および世帯数調査によると、平成21年3月31日から平成26年1月1日までのおよそ5年間で、本町の65歳以上の高齢者人口は141人、3.1パーセント増加を致しました。また、高齢化率は37.7パーセントとなっており、平成21年3月31日の33.7パーセントと比較すると、この5年間で4パーセントも数値が上昇していることが分かります。国立社会保障・人口問題研究所の推計では、今後も高齢化率は上がり続け、平成52年には49.4パーセントと、およそ2人に1人が高齢者となります。それらのことを踏まえ、今後は今以上に寝たきりや認知症を防ぎ、健康寿命を延ばしていく施策が重要となってきます。そこで、引き続き、生きがい活動支援通所事業や介護保険事業特別会計による介護予防事業などを計画しております。また、高齢者の社会参加促進のため、老人クラブ補助金やシルバー人材センター補助金なども継続してまいります。

併せて、町内各地域で活動されているボランティアの皆さま方と一層の連携を図り、セーフティーネットの強化を図ってまいります。

次に、障がい者福祉の充実について申し上げます。

本町ではこれまでもノーマライゼーションの理念に立ち、障がいのある方もない人もお互いに尊重し、理解し、助け合いながら自己実現することができる共生社会を目標として、障がい者福祉の向上に向けて取り組んでまいりました。引き続き国や県と連携しながら、重度心身障がい児者医療費助成金や住宅改造支援事業、心身障がい児者福祉手当などに取り組み、障がい者福祉の充実を図ってまいります。

次に、社会保障制度の充実について申し上げます。

自営業者などが加入し、市町村が運営する国民健康保険は、全国的に大きな赤字を抱える状況になっております。本町におきましても、平成23年度決算より翌年度から繰上充用での赤字補てんが続いております。一方で、平成30年度より都道府県が財政運営の主体となる方針が示されており、国保事業の財政改善は急務となっております。

平成26年度は、地方消費税改正分を原資として3,000万円の赤字補てん繰出金を計上致しました。平成27年度は、累積赤字1億8,000万円を3年間で解消すべく、法定外繰出金として6,000万円を計画しております。引き続き、国保事業の安定運営に向けて医療費の適正化等に引き続き取り組んでまいります。

次に、誇りのもてる教育・文化のまちづくりから、学校教育充実について申し上げます。

教育基本法では、教育の目的は人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の形成を期して行わなければならないとされております。小学校、中学校の義務教育期間は人格形成の重要な時期に当たり、適切な教育環境の整備は行政の責務です。また、社会の高度化、複雑化が進む中で、高等教育へのステップとして基礎学力の向上に向けての施策推進は避けて通れません。本町ではこの間、放課後の加力学習やチェックテストの導入、読書時間の確保など、学校ごとに特色ある教育を進めることによって基礎学習の定着を図ってまいりました。その成果は標準学力調査などでも表れてきており、継続した取り組みが重要となっております。そこで、学習のつまずきを解消するための学習支援員配置事業や、学校図書館充実の学校図書館支援員配置事業などを引き続き実施し、基礎学力の向上を図ってまいりま

す。

また、防災教育事業につきましては、大学や専門家の皆さま方のご協力を得ながら作成を行ってまいりました防災教育カリキュラムが完成を致しました。そのカリキュラムによる防災教育の実践を通じて、子どもたちの生きる力をはぐくみ、併せて、黒潮町全体の地域防災力の向上を図ってまいります。

次に、生涯学習の充実について申し上げます。

人々が生涯にわたり、学び、学習の活動を続けていく生涯学習は、平成18年の教育基本法改正により、国民一人ひとりが学習により自己を磨き、豊かな人生を送ることを理念とすると明記されました。本町においても基本法の理念に立ち、大方あかつき館と黒潮町総合センターを拠点として、生涯学習の普及、拡大を図ってきたところでございます。引き続き、町民大学をはじめとする各種講演やイベント等により、生涯学習の充実に向けて取り組んでまいります。

次に、国際交流の推進について申し上げます。

経済がグローバル化する中、国家間の垣根は以前より低くなりました。他国の文化に触れることにより視野を広げ、国際色豊かな人材を育成するために行ってきた中学生海外派遣事業は、平成26年度は8月に、佐賀中学校5名、大方中学校7名、引率者4名、合計16名の参加により実施を致しました。また、9月から10月にかけて、受け入れ国のニュージーランドから本町へホームステイとして合計16名の来訪があり、より深い相互理解を実現することができました。平成27年度につきましても継続しての実施を予定しており、国際交流による人材育成を図ってまいります。

次に、自然環境と調和のとれたまちづくりから、自然環境の保全と活用について申し上げます。

豊かな自然が多く残る本町では、海や山からの恵みを受け生活を営み、町を発展させてまいりました。南海地震による脅威が叫ばれる中、どのように自然と向き合っていくのかは大きな課題の一つです。一方で、日々の生活を営むために、自然環境の保全は防災対策と併せて取り組みを継続していかなければなりません。本町の観光スポットの一つである入野松原は、松くい虫の被害が後を絶たず、毎年の対策が必要となっております。また、高齢化の進展や人口減少により、山間部では里山の荒廃も広がってきています。その対策のためにも、平成27年度より法律に基づいた制度となった多面的機能支払交付金事業や、松くい虫防除の森林病虫害等防除事業などに取り組み、良好な自然環境の確保に努めてまいります。

次に、集落環境の整備について申し上げます。

町内に数多くある道路や水路などのインフラ施設は、老朽化が進み、補修や改修を行わなければならない箇所が多数発生しております。地域の皆さま方からも多数の要望が挙がってきており、本年度も地域整備事業を実施しながら改修を行ってまいります。また、佐賀地区では引き続き佐賀地区漁業集落環境整備事業を実施し、住環境の整備を図っていきます。

次に、土地利用について申し上げます。

この間、災害からの円滑な復旧のため、海岸線の集落を中心に地籍調査を実施してまいりました。平成27年度につきましては、有井川地区と市野々川地区での実施を計画致しております。

入野地区まちづくり事業は、国道56号大方改良事業に伴う移転先確保のために、城山宅地造成に伴う予算を計上しております。また、黒潮町庁舎移転事業は平成29年度完成を目指し、平成27年度より本格的な工事に入っていく予定でございます。

次に、道路、交通網について申し上げます。

本町は国道56号を基幹路線とし、主要地方道3路線、一般県道6路線および町道482路線が町内を駆け巡り、交通網を形成しております。この間、道路には物流の役割ばかりが求められ、交通量だけをもって必要性が述

べられてきました。しかしながら、近年は災害時対応のための役割も重要視されており、防災対策と複合した道路整備は欠かせないものとなっております。四国8の字ネットワークによる高規格道路も窪川佐賀道路は平成24年度に事業化され、工事が着々と進んでいるところでございます。現在、計画段階評価が行われている佐賀、四万十市間の早期事業化と黒潮町路線の一日も早い開通に向けて、関係機関と連携を取りながら取り組みを進めてまいります。

また、町道改良事業の中で課題の一つである、老朽化した橋りょうの改修も計画を致しております。

次に、公共交通について申し上げます。

地方での生活には自動車はなくてはならないものである一方、高齢者数が増加する中で公共交通は重要な移動手段として欠かせません。しかしながら、人口の減少とともに公共交通の利用者も減少を続けており、行政の支援なくして公共交通は成り立たないものとなってしまいました。そこで、引き続き公共交通バス補助金により、路線バスや生活バス、デマンドバスの運行を支援してまいります。また、土佐くろしお鉄道経営基金造成負担金や鉄道安全対策事業費補助金により、土佐くろしお鉄道の運営を支えています。

次に、情報通信網について申し上げます。

平成23年度より開始したケーブルテレビ事業は、2月末現在で加入率41.0パーセント、インターネット事業は、加入率22.2パーセントとなっております。情報格差解消のために始めた本事業は利用料収入によって成り立っており、安定的な財政基盤を確立するため、加入率の向上は必要不可欠です。新たな民放局の放送に向けて調整を続けているところであり、引き続きサービス向上に向けた取り組みを進めてまいります。

次に、防災対策について申し上げます。

南海トラフ地震対策は喫緊で最重要の課題として、この間取り組んでまいりました。平成26年度予算においても、防災関連予算は一般会計予算のうち25.6パーセントを占めております。

ハード整備につきましては、当初予算ではありませんが、佐賀地区で日本一の高さとなる避難タワーの平成27年度中の完成に向けて作業を進めているところでございます。また、平成27年度予算では、平成28年度での町内全域の完成を目指して、避難道、避難広場整備の予算を計上するとともに、新規事業として町内全域の避難誘導標識の設置のための予算を計上しております。また、木造住宅の耐震化を進めるため、平成27年度より、耐震改修設計の補助限度額を20万円から30万円に引き上げることと致しました。命を守るためには、揺れが収まるまで倒壊しない建物である必要があります。予算も大幅に増額しましたので、対象者にはぜひともご利用いただければと思います。

平成27年度は、平成26年度に皆さま方へ提案をさせていただきました、地区防災計画策定の取り組みも本格化していくものと考えております。地域が主体となった、全国でも類を見ない計画策定作業となります。一人も犠牲者を出さない取り組みを推進するため、町民の皆さま方のご協力をお願い致します。

次に、消防、救急について申し上げます。

本町では常備消防として黒潮消防署を、非常備消防として黒潮町消防団を設置し、消防防災体制を構築しております。そのうち消防団は町内の14分団で構成され、その構成員である消防団員は、他に本業を持ちながらボランティア精神により業務に当たっていただいております。近年、防災訓練の充実や各地区での避難訓練の実施など、団員の負担が増加傾向にあります。この場をお借りしお礼を申し上げますとともに、引き続きのご協力をお願い申し上げます。

次に、ふれあい豊かでみんなが主役のまちづくりから、地域コミュニティの充実について申し上げます。

少子高齢化と人口減少により地域社会が疲弊していく中、地域コミュニティをどのように残していくのかは大きな課題の一つとなっております。また、共助のための中間団体としてのコミュニティの存在は必要不

可欠であり、その存続のために支援を行っていく必要があります。そこで、引き続き地域維持活性化交付金事業を実施し、地域活動の円滑化を図ってまいります。

そのほかにも、特色ある取り組みを行っているコミュニティを支援する、まちおこし補助金やコミュニティ助成事業を継続してまいります。

次に、行政運営について申し上げます。

平成 18 年度に策定した行政改革大綱に基づき、事務の効率化や組織機構の見直し、人員適正化に取り組んでまいりました。一方で、計画を上回るペースで職員数の減少が進んでおり、地方分権がいわれ、また、本町におきましては膨大な防災対策事業が発生する中、行政組織の在り方を再度検討する必要が生じております。人員については、現在の行政サービスの総量だけでなく将来の行政サービスの総量も考慮する必要があり、一概に増員すれば良いというものではありませんが、行政機能の強化を図るため、組織全体を見ながら引き続き議論、検討をしてまいります。

また、平成 28 年 3 月 20 日をもって、市町村合併による黒潮町誕生から 10 年が経過を致します。その記念すべき 10 周年目として、平成 27 年度中に記念式典等のイベントを行う予定としております。実行委員会を立ち上げ、その内容を決定していくこととしておりますので、皆さま方のご参加をよろしくお願い致します。

次に、財政運営について申し上げます。

国や県の支援のおかげもあり、事業量の大幅な増加にもかかわらず、現在までのところ財政指標の悪化は避けられております。しかしながら、平成 27 年度を最終年度としての普通交付税の合併算定替えの終了や、地方債現在高の増加など、今後の見通しにおけるマイナス要因は多数存在しており、健全な財政運営の継続のためには不要不急な事業の廃止や、さらなる経常経費の削減に取り組んでいく必要があります。PDCA サイクルにより政策の実効性を上げながら、最少の経費で最大の効果を生むことを追求しつつ、国や県に対して本町のような小規模自治体支援に向けての政策提言を引き続き全力で取り組んでいきます。

また、公共施設の老朽化が進んでおり、そのための対策が急務となっております。その対策の一環として、平成 27 年度には公共施設等総合管理計画の策定費用を計上しております。

平成 27 年度当初予算は、一般会計当初予算の提案時点で初めて 100 億円を突破し、これまでの最高額の予算提案となっております。さらに、約 17 億円の繰り越しも予定しており、平成 26 年度に引き続き積極予算が続くこととなります。

地方公共団体の役割は、平成 11 年の地方分権改革によって、住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとする、地方自治法に明記をされました。住民福祉の増進を図るため、きめ細かな行政サービスの提供が求められておりますが、予算や人員などの物質面において、また公平性や公正性などの論理面において、多くの越えなければならないハードルがあり、必ずしも行政組織だけでできるものではありません。黒潮町は今まで、行政と多くの住民の皆さま方との協働により住み良いまちづくりが進められてまいりました。また、行政組織が係わらずとも地域の共同体により、住み良い地域づくりが行われてまいりました。

住民福祉の増進とは、この町に、この地域に、住み続けたいと思う状況が作り出されることだと考えます。住民福祉の増進に向けた取り組みは多種多様であり、住民の皆さま方と行政がより一層一体となり取り組んでいく必要があります。

政府は、長期的視野に立った国家戦力の中で人口問題をクローズアップ致しました。中でも人口減少の加速化を招く、地方から超低出生率の東京への人口移動を減少させる姿勢を明確にしたことは評価できます。国力の低下を招く人口減少と、そのバックグラウンドにある諸要因と正面から向き合い、国、地方を挙げて課題解

決に向けて全力で取り組みを強化していかなければなりません。

平成 27 年度は国の推し進める地方創生の取り組みの実質的な初年度となり、本町では年内をめどに黒潮町版総合戦略を策定致します。本町の抱える構造的な課題である人口減少に伴う経済活動の縮小と、それに伴う雇用の場の喪失、そしてそれらがさらなる人口減少を招くといった負のスパイラルを断ち切るために、しっかりとした戦略の具現化を早急に図らなければなりません。長引く景気低迷と人口減少により低下する地域の消費力を下支えするためにも、人口流出抑制のための雇用の場の創出と積極的な移住者対策、交流人口の拡大、そして本格的な外商戦略は、既存の産業の強化と併せて持続可能なまちづくりの大きな柱となります。地方を取り巻く厳しい社会情勢の中にあっても、現在、町内でお暮らしの住民の皆さま方の福祉の向上はもとより、次の世代のためにも全力で黒潮町の将来を建設していかなければなりません。

黒潮町のさらなる発展に向けて、議員各位をはじめ、町民の皆さま方のより一層のご理解とご協力をお願い申し上げます、私の平成 27 年度の施政方針と致します。

議長（小永正裕君）

これで町長の発言を終わります。

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第 118 条の規定によって、4 番坂本あやさん、5 番亀沢徳昭君を指名します。

日程第 2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日、3 月 6 日から 3 月 18 日までの 13 日間にしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

異議なしと認めます。

従って、会期は 13 日間に決定致しました。

日程第 3、議案第 66 号、黒潮町税条例の一部を改正する条例についてから、議案第 105 号、平成 27 年度黒潮町水道事業特別会計予算についてまでを一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（大西勝也君）

それでは、平成 27 年 3 月定例議会へ提案致します議案について説明させていただきます。

今議会に提案させていただきます議案は、議案第 66 号、黒潮町税条例の一部を改正する条例についてから、議案第 105 号、平成 27 年度黒潮町水道事業特別会計予算についてまでの 40 議案となっております。

内訳は、条例の制定が 5 件、条例の一部改正が 11 件、条例の廃止が 2 件、指定管理者の指定 1 件、平成 26 年度補正予算が 8 件、平成 27 年度当初予算が 13 件となっております。

まず、議案第 66 号、黒潮町税条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。

この改正は、町民税の減免について、法人等を明確化するための改正を行うものでございます。

次に、議案第 67 号、黒潮町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。

この改正は、民間賃金水準の低い地域の官民格差を踏まえて、平均 2 パーセント程度引き下げるなど、国の人事院勧告に伴う給与制度の総合的な見直しにより改正を行うものでございます。

次に、議案第 68 号、黒潮町振興計画審議会条例の一部を改正する条例について、
議案第 69 号、黒潮町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、

議案第 70 号、黒潮町特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例について、
議案第 71 号、黒潮町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について、
議案第 72 号、教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例を廃止する条例について、
議案第 73 号、黒潮町議会委員会条例の一部を改正する条例について、
議案第 74 号、教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定について、
議案第 75 号、教育長の勤務時間その他の勤務条件に関する条例の制定について、
説明させていただきます。

これらの議案は、教育委員会制度改革により、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が改正されたことに伴う条例改正、ならびに条例制定を行うものでございます。

次に、議案第 76 号、黒潮町職員定数条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。

質の高い幼児期の学校教育、保育の総合的な提供、保育の量の拡大、確保および地域の子ども・子育て支援の充実を目的として、平成 24 年 8 月に子ども・子育て関連 3 法が成立し、子ども・子育て新制度における運営の基準等を市町村が条例で定めることとされ、法律の施行が本年 4 月に予定されていることから、教育と保育を一体的に支援する事業への体制づくりのため、町長部局の保育所職員を教育委員会の事務部局へ異動させるための定数の改正を行うものでございます。

次に、議案第 77 号、黒潮町行政組織条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。

この条例の改正は、近年の事務量の増大に伴い、限られた人員の中で、各課、係の業務量の均衡を図るため、海洋森林課と建設課を統合し、海洋森林・建設課の名称とするための条例改正と、庁舎建設係を総務課からまちづくり課へ、地籍調査係をまちづくり課から総務課へ移行する条例改正を行うものでございます。

次に、議案第 78 号、黒潮町いじめ問題対策連絡協議会等設置条例の制定について説明させていただきます。

この条例の制定は、いじめ防止対策推進法、および黒潮町いじめ防止基本方針に基づき、黒潮町いじめ問題対策連絡協議会等の組織および運営に関し、必要な事項を定めるものでございます。

次に、議案 79 号、黒潮町保育の実施に関する条例を廃止する条例について説明させていただきます。

この条例は、子ども・子育て支援法等の関連する法律の施行に伴い児童福祉法が改正されたことから、保育所の入所の基準が、これまでの保育に欠ける事由の認定から保育の必要性の認定に変わったことにより、保育に欠ける事由を規定しておりました黒潮町保育の実施に関する条例を廃止するものでございます。

次に、議案第 80 号、黒潮町立保育所設置条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。

この条例も同様に、入所の資格の規定および保育料の規定の根拠となる児童福祉法が改正されたことから、入所の資格、保育料などの基準を条例として定めるために改正するものでございます。

次に、議案第 81 号、黒潮町介護保険条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。

介護保険料につきましては、3 年ごとに策定される介護保険事業計画に基づいて見直すことになっており、本年度、平成 27 年度から平成 29 年度までの 3 年間に期間とする第 6 期事業計画を策定したことから、介護保険条例の一部を改正し、保険料率等を改めるものでございます。

この保険料の基準となる段階につきましては、国の標準段階が 9 段階に見直されることになり、本町におきましても、所得水準に応じてきめ細やかな介護保険料の設定を行うとの観点から 9 段階とすることとし、定めることと致しております。

次に、議案第 82 号、黒潮町地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の制定について説明させていただきます。

第 3 次地方分権一括法の施行に基づき、介護保険法が改正されたことに伴い、地方公共団体が地域包括支援センターの職員および運営に関する基準を条例で定める必要が生じたため、新たに条例を制定するものでございます。

次に、議案第 83 号、黒潮町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定について説明させていただきます。

この条例も、第 3 次地方分権一括法が施行され、介護保険法が改正されたことに伴い、指定介護予防支援事業等の設置基準および運営などに関する基準等を町の条例で定める必要が生じたため、新たに条例制定するものでございます。

次に、議案第 84 号、黒潮町立大方児童館に係る指定管理者の指定について説明させていただきます。

黒潮町公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例第 5 条により、公募によらない指定管理者候補として、幡多郡黒潮町入野 768 番地 1、特定非営利活動法人 NPO 童夢、理事長、坂本末廣を指定管理者候補として、期間は、平成 27 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日までの 5 年間とし選定致しましたので、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第 85 号、平成 26 年度黒潮町一般会計補正予算について説明させていただきます。

この補正予算は、既決の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ 1 億 1,416 万 5,000 円を減額し 110 億 5,425 万 9,000 円とするものでございます。減額の要因は、決算見込みの調整による減や入札減などによるものとなっております。

減額の主なものは、避難道路などの防災対策加速化交付金事業の繰り越しによる、防災対策加速化基金 9,525 万円の減。雇用対策基金事業の地域づくり事業委託が 2,090 万 8,000 円の減。社会資本整備事業においても約 1,200 万円入札減等により減額となっております。

防災費では、ヘリポート整備事業、耐震性貯水槽設置工事の入札減により 350 万円の減額。農業用施設現年発生補助災害復旧費は、補助災害分は少なく 2,300 万円の減額としております。

これに対して増額補正につきましては、国保会計への繰出金を、保険基盤安定繰入金の確定などによる増で 1,434 万 4,000 円の増。横浜改良住宅ストック総合整備工事は、国の補助金の 26 年度配分の増により 2,800 万円の前倒しによる増となっております。そして、収支の調整により、財政調整基金への積み立てとして 2 億 930 万 5,000 円などを計上しております。

これに対する歳入は、町税が決算見込みにより 1,438 万 9,000 円の増額となっておりますが、そのほかには補助事業関連の決算見込みにより、ほぼ減額補正となっております。

また、今年度も翌年度に繰り越して使用する繰越明許費を、防災事業を中心に 21 事業、17 億 3,415 万 8,000 円の補正を致しました。

地方創生に関連する予算を計上すべく、国、県との協議を進めてまいりましたが、地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金の計画書の県への事前提出日が 2 月 25 日までとなっており、この 6 号補正に計上することができませんでした。2 月 28 日に精査が出来上がり、国からの了承をいただきましたので、最終日に補正 7 号として追加提案をさせていただく予定としております。

次に、議案第 86 号、平成 26 年度黒潮町宮川奨学資金特別会計補正予算について説明させていただきます。

この補正予算は、既決の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 780 万円を減額し、歳入歳出予算の総額を 2,230 万 5,000 円とするものでございます。

この減額の要因は、奨学資金の借り入れ申込者が当初見込みより少なかったことにより減額するものでございます。

次に、議案第 87 号、平成 26 年度黒潮町給与等集中処理特別会計補正予算について説明させていただきます。

この補正予算は、既決の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 2,098 万 7,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を 15 億 7,452 万 5,000 円とするものでございます。

主な減額要因は、拳ノ川診療所の医師の給与費によるものでございます。

次に、議案第 88 号、平成 26 年度黒潮町国民健康保険事業特別会計補正予算について説明させていただきます。

この補正予算は、既決の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 72 万 1,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 22 億 5,148 万 9,000 円とするものでございます。

主な要因は、歳入では、国税の調定が低かったことによる国税の減額、共同事業交付金が確定したことによる減額、国庫支出金は保険給付費の増額分を見込んだものとなっております。歳出では、一般被保険者の医療費の伸びによる保険給付費の増額、共同事業拠出金の確定による減額によるものでございます。

次に、議案 89 号、平成 26 年度黒潮町介護保険事業特別会計補正予算について説明させていただきます。

この補正予算は、既決の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 589 万 3,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を 17 億 5,599 万 9,000 円とするものでございます。

この主な減額は、これまでの保険給付費などの実績額から見込み額の調整を行い減額するものでございます。

次に、議案第 90 号、平成 26 年度黒潮町国民健康保険直診特別会計補正予算について説明させていただきます。

この補正予算は、既決の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 1,116 万円を減額し、歳入歳出予算の総額を 6,190 万 6,000 円とするものでございます。

この主な減額は、医師の給与等について、減額して調整したことによるものでございます。

次に、議案第 91 号、平成 26 年度黒潮町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算について説明させていただきます。

この補正予算は、既決の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 300 万円を減額し、歳入歳出総額を 1 億 8,855 万 9,000 円とするものでございます。

この主な減額は、広域連合納付金の減によるものでございます。

次に、議案第 92 号、平成 26 年度黒潮町情報センター事業特別会計補正予算について説明させていただきます。

この補正予算は、既決の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 221 万 5,000 円を追加し、歳入歳出総額を 1 億 7,333 万 5,000 円とするものでございます。

主な内容は、公共事業の実施に伴う光ケーブル移設による保守費用の増加によるものでございます。

次に、議案第 93 号、平成 27 年度黒潮町一般会計予算について説明させていただきます。

平成 27 年度の予算編成方針では、予算編成基本方針および黒潮町総合振興計画を基に、重点項目として、防災対策の充実、高齢者福祉施策の充実、産業振興による雇用の創出、生きる力をはぐくむ教育の充実、社会資本整備の促進、地域支援施策の充実などの 6 項目を中心に据え、住民ニーズにきめ細かく対応すべく事業の実効性の検証を行い、具体的な成果を追求しながら、新たな発想と工夫により取り組むこととしたところでございます。

収支の状況の概略をご説明致します。

平成26年度一般会計当初予算は骨格予算であったため、前年度比較は肉付け予算である6月臨時議会後の予算と比較を致しております。

平成27年度一般会計当初予算は107億4,500万円で、前年度比7.4パーセント、7億3,738万4,000円の増額となっており、平成18年の市町村合併以降、最大規模の予算となっております。ちなみに、平成27年度一般会計当初予算に国民健康保険事業特別会計をはじめとする11の特別会計予算を加え、重複分を除いた純合計予算は149億911万1,000円で、前年度比7.1パーセント、9億9,147万3,000円の増となっております。

歳入は、町税7億7,284万5,000円など、自主財源が18億413万4,000円で構成比16.8パーセントとなっております。地方交付税40億円など、依存財源は89億4,086万6,000円を見込んでおり、構成比は83.2パーセントとなっております。

町債は26億1,470万円で、前年度比78.0パーセントの増となっております。そのうち臨時財政対策債は2億5,000万円、旧合併特例事業債は12億7,910万円、緊急防災・減災事業債は8億4,480万円、過疎対策事業債は2億2,740万円などを計画しております。

繰入金は、普通建設事業の財源として施設等整備基金から1億円、庁舎建設事業の財源として新しいまちづくり基金から1,000万円、防災対策事業の公債費償還分の財源として防災対策加速化基金から370万円、公債費の増加分対応のため減債基金から1億円、その他に、財源不足を補うため財政調整基金から3億1,244万3,000円の繰り入れ等を予定しております。

歳出は、人件費15億3,558万円で、前年度比2.1パーセントの増となっております。公債費は12億5,037万2,000円で、前年度比22.9パーセントの減、扶助費6億106万8,000円、前年度比1.2パーセント減など、これら義務的経費が33億8,702万円で、構成比31.5パーセントとなっております。普通建設事業は33億797万6,000円、前年度比77.2パーセントの大幅な増となるなど、投資的経費は33億7,296万4,000円と、構成比も大きく31.4パーセントとなっております。

平成26年度決算に基づく実質公債費比率は9.0パーセントの見込みでございます。

平成27年度末の一般会計に属する地方債残高は、134億6,341万4,000円の見込みでございます。また、普通会計に属する地方債残高は145億3,149万1,000円の見込みとなっております。

続いて、具体的な施策としまして、1つ目の防災対策の充実につきましては、本庁舎の移転および周辺広場整備に15億3,546万4,000円、避難道整備や防災倉庫整備に4億9,542万円、木造住宅耐震事業に8,629万2,000円、佐賀地区の漁業集落環境整備事業に3,628万5,000円、佐賀保育所移転事業に3,133万6,000円などを計上しております。

新規事業と致しましては、避難誘導看板の整備事業に2億6,599万円、総合センター耐震補強事業に8,769万3,000円、小中学校の非構造部材耐震化に2,130万円などを計画しております。

2つ目の高齢者福祉施策の充実につきましては、あったかふれあいセンターの運営費2,957万円、養護、特養老人ホームへの入所措置委託として4,042万8,000円、地区主催の敬老事業への補助金として330万円等を計上致しております。

3つ目に、産業振興による雇用の創出では、第三セクター黒潮町缶詰製作所の販路拡大と増産体制の強化による地産外商の拡大支援について、国のまち・ひと・しごと創生事業として26年度補正予算として計上し、繰り越しを行い先行して取り組んでまいります。

農業部門では、レンタルハウス整備事業に2,303万5,000円、新規就農者研修支援事業に777万5,000円、青年就農給付金に1,200万円などを計画しております。

水産部門では、佐賀漁港活餌事業補助金に1,960万円、佐賀漁港の軽油施設整備補助などの種子島周辺対策

事業に5,018万9,000円などを計上致しました。

4つ目に、生きる力をはぐくむ教育の充実については、学習支援事業として支援員配置に1,330万7,000円、学校図書館支援員配置事業に544万9,000円、特色ある教育事業に298万1,000円を計上するなどと共に、本年度も防災教育として708万9,000円を計画しております。

5つ目に、社会資本整備の促進につきましては、公共施設等総合管理計画策定費用を1,749万6,000円計上しますとともに、社会資本整備総合交付金を活用しての町道整備事業に3億8,339万8,000円、県の道路整備工事負担金に2,630万円、地域整備事業に3,000万円などを計画しております。

6つ目に、地域支援施策の充実については、北郷地域と佐賀北部地域での集落活動センターの運営経費1,608万5,000円、地域おこし協力隊820万9,000円、地域維持活性化交付金1,100万円、公共交通バス補助金3,746万9,000円などを計上致しております。

このほかにも、平成27年度も継続が決まった、臨時福祉給付金事業3,359万円や子育て世帯臨時特例給付金事業547万2,000円などとともに、小中学児童医療費助成事業1,703万7,000円、林業振興として森林組合の機器整備補助の地域林業総合支援事業費補助金343万円を計上しているところでございます。

また、国民健康保険事業への赤字補てん分の繰出金として6,000万円を計画しております。これは、平成27年度地方消費税交付金が消費税率の改正などにより7,620万円の増額となる見込みとなっており、消費税率の改正による増税分は社会保障費に充てることとされており、平成30年度から県が国民健康保険の財政運営の主体となるよう運営の見直しが進められておりますので、平成25年度末の累積赤字1億8,000万円を3年間で解消すべく、まず6,000万円の法定外繰出しを行うことと致しました。

現年度の赤字につきましては、構造上の問題でもありますので28年度の税率改正も検討しながら、27年12月には議会にお示しできるようにしたいと考えております。

また、平成27度からの子ども・子育て支援新制度の導入に伴い、保育行政に係る予算の計上方法が変更となります。まだ国段階で新制度の内容が完全には確定していないため、補正予算による組み替えの場合もありますのでご了承をお願い致します。

また、平成27年度は市町村合併による黒潮町の誕生から10周年に当たり、記念事業の実施を予定しております。イベントに係る事業費は内容が確定し次第、補正予算での計上を予定しているところでございます。

次に、議案第94号、平成27年度黒潮町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について説明させていただきます。

この予算は、歳入歳出の予算総額をそれぞれ598万5,000円とするものでございます。前年度比では、金額にして100万1,000円、率にして14.3パーセントの減となっております。

この減額要因は、公債費および現年度貸付金の償還が進んできたことによるものでございます。

次に、議案第95号、平成27年度宮川奨学資金特別会計予算について説明させていただきます。

この予算は、歳入歳出の予算総額をそれぞれ2,134万5,000円とするものでございます。前年度比では312万円、率にして29.1パーセントの減額となっております。

この要因は、奨学資金の借入申込者の減によるものでございます。

次に、議案第96号、平成27年度黒潮町給与等集中処理特別会計予算について説明させていただきます。

この予算は、歳入歳出の予算総額をそれぞれ15億6,047万6,000円とするものでございます。前年度比では、金額にして132万2,000円、率にして0.1パーセントの減となっております。

この主な要因は、職員の削減に伴うものでございます。

次に、議案第97号、平成27年度黒潮町国民健康保険事業特別会計予算について説明させていただきます。

この予算は、歳入歳出の予算総額をそれぞれ23億8,986万6,000円とするものでございます。前年度比では、金額にして4億106万7,000円、率にして20.2パーセントの増となっております。

この主な要因は、年々の医療費の増加による保険給付費の増額と、保険者財政共同安定化事業の対象範囲が広がることによる増額によるものでございます。

平成26年度も決算見込みで繰上充用が見込まれるなど、国保会計は依然として大変厳しい財政運営となっております。

一般会計のところでも説明を致しましたが、消費税率の改正に伴う増税分は社会保障費に充てることとされており、平成30年度から県が国民健康保険の財政運営の主体となるよう運営の見直しが進められておりますので、この機会にまず現在の累積赤字を解消すべく、一般会計から6,000万円の法定外繰入れを行うことと致しております。

次に、議案第98号、平成27年度黒潮町介護保険事業特別会計予算について説明させていただきます。

この予算は、歳入歳出の予算総額を17億3,533万3,000円とするものでございます。前年度比では、金額にして512万2,000円、率にして0.3パーセントの増となり、ほぼ昨年度並みの予算とさせていただいております。

次に、議案第99号、平成27年度黒潮町介護サービス特別会計予算について説明させていただきます。

この予算は、歳入歳出の予算総額をそれぞれ1,630万1,000円にするものでございます。前年度比では、金額にして388万6,000円、率にして19.3パーセントの減となっております。

この要因は、職員の人件費の減によるものでございます。

次に、議案第100号、平成27年度黒潮町国民健康保険直診特別会計予算について説明させていただきます。

この予算は、歳入歳出の予算総額をそれぞれ7,642万9,000円とするものでございます。前年度比では、金額にして413万9,000円、率にして5.7パーセントの増となっております。

内容につきましては、運営形態の変更も不確定な状況であり、支援していただける医師の状況によっては大きく変更することも考えられます。

高知県をはじめとする、あらゆる関係機関に支援を働き掛けていく必要があると考えており、平成26年度の実績を加味し、昨年同様の内容で予算計上をさせていただきました。

次に、議案第101号、平成27年度黒潮町後期高齢者医療保険事業特別会計予算について説明させていただきます。

この予算は、歳入歳出の予算総額をそれぞれ1億7,857万6,000円とするものでございます。前年度比では、金額にして1,287万2,000円、率にして6.7パーセントの減となっております。

減額の主な要因は、人件費および後期高齢者医療広域連合納付金の減額でございます。

次に、議案102号、平成27年度黒潮町農業集落排水事業特別会計予算について説明させていただきます。

この予算は、歳入歳出の予算総額をそれぞれ3,799万6,000円とするものでございます。前年度比では、金額にして68万1,000円、率にして1.8パーセントの増となっております。

増額の主な要因は、修繕料が増額となったものでございます。

次に、議案第103号、平成27年度黒潮町漁業集落排水事業特別会計予算について説明させていただきます。

この予算は、歳入歳出の予算総額をそれぞれ543万1,000円とするものでございます。前年度比では、金額にして1,000円の減となり、ほぼ昨年と同様の予算となっております。

次に、議案第104号、平成27年度黒潮町情報センター事業特別会計予算について説明させていただきます。

この予算は、歳入歳出の予算総額を2億7,095万7,000円とするものでございます。前年度比では、金額に

して1億458万9,000円、率にして62.9パーセントの増となっております。

この主な原因は、起債の元金償還が始まり、公債費が増加ことによるものでございます。

次に、議案第105号、平成27年度黒潮町水道事業特別会計予算について説明させていただきます。

水道事業特別会計予算につきましては、地方公営企業会計制度の大幅な改正により、平成26年度の予算および決算から新会計基準へと移行し、第3条予算では、歳入歳出の総額をそれぞれ2億5,810万3,000円とするものでございます。

主な工事は、佐賀簡易水道の配水管を更新、耐震化するための設計委託と、大方改良事業に合わせて行う上水道基幹配水管の布設工事でございます。

説明は以上でございますが、黒潮町一般会計補正予算第7号、土地の取得について、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてが2件、教育長の選任についての5議案を最終日に追加提案させていただき予定とさせていただきますので、よろしくお願い致します。

なお、この後、副町長、関係課長に補足説明をさせますので、慎重なご審議の上、適切なご決定をよろしくお願い致します。

議長（小永正裕君）

ただ今、提案理由の説明中ですが、この際10時50分まで休憩致します。

休 憩 10時 27分

再 開 10時 50分

議長（小永正裕君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

提案理由の説明を続けます。

税務課長。

税務課長（川村一秋君）

それでは、私から議案第66号の補足説明をさせていただきます。

議案第66号の黒潮町税条例の一部を改正する条例についてご説明致します。議案書は3ページからとなります。

改正理由は、町民税の減免について法人等を明確化するための条例整備による改正でございます。

それでは、個々の条文について新旧対照表でご説明を致します。参考資料の1ページをお開きください。

第51条第1項に、第5号から第8号を追加するものです。

第5号は、地方自治法第260条の2第1項の認可を受けた地縁による団体で、収益事業を併せて行わない団体。

第6号は、特定非営利活動促進法第2条第2項に規定する法人で、収益事業を併せて行わない法人。

第7号は、森林組合法第4条に規定する生産森林組合で、収益事業を併せて行わない組合。

第8号は、前各号に類するもので、町長が特に認めたもの。

以上を追加するものです。

この改正は、平成27年4月1日からの施行となります。

以上で、議案第66号の補足説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長（小永正裕君）

総務課長。

総務課長（武政 登君）

続きまして、議案第 67 号、黒潮町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について補足説明をさせていただきます。

この条例等の一部改正は、人事院勧告に伴う給与制度の総合的な見直しによるものでございまして、その改正内容は議案書では 5 ページ、新旧対照表では 2 ページから 10 ページにかけてそれぞれ記載をしております。

今回の主な改正点の給与制度の総合的な見直しでは、全国共通に適用される法給与水準を、民間賃金の水準の低い地域の官民格差を踏まえて平均 2 パーセントの引き下げを行うものでございまして、改正後の給料表は議案書の 6 ページから 10 ページにかけて掲載しておりますのでご確認をお願い致します。

そしてもう一つの特徴は、管理職の特別勤務手当の改正でございます。管理監督職員が災害への対処等で臨時、緊急の必要に限って、やむを得ず平日の深夜、午前 0 時から午前 5 時までの間に勤務した場合、現行制度では特別勤務手当の支給はございませんけれども、今回の改正によって勤務一回につき 6,000 円を超えない範囲での額を支給するものでございます。これは、度重なる災害対応で平日も深夜に及ぶ長時間の勤務を行っている、その実態を踏まえての改正されたものでございます。

その他の改正も、国の準則にのっとった改正となっております。

続きまして、議案第 68 号、黒潮町振興計画審議会条例の一部を改正する条例についてから、議案第 69 号、黒潮町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、

議案第 70 号、黒潮町特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例について、

議案第 71 号、黒潮町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について、

議案第 72 号、教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例を廃止する条例について、

議案第 73 号、黒潮町議会委員会条例の一部を改正する条例について、

議案第 74 号、教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定について、

議案第 75 号、教育長の勤務時間その他の勤務条件に関する条例の制定についてまでを一括してご説明申し上げます。議案書では 11 ページから 26 ページにかけてでございます。

これは、上位法の地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が改正されたことに伴う議案でございますので、一括してご説明を申し上げます。

内訳につきましては、条例の一部改正が 5 件、条例の制定が 2 件、条例の廃止が 1 件となっております、いずれも上位法が改正されたことによるものでございます。

この条例の改正の目的は、教育の政治的中立性、継続性、安定性を確保しつつ、地方行政における責任の明確化、迅速な危機管理体制の構築など、首長との連携強化を図るとともに、地方に対する国の関与の見直しを図ることとして制定される条例でございます。

これら条例の中で一部を改正する内容につきましては、新旧対照表の 11 ページから 17 ページにかけて掲載しておりますのでご確認をお願いを致します。

続きまして、議案第 76 号、黒潮町職員定数条例の一部を改正する条例について補足説明をさせていただきます。議案書では 27、28 ページ、新旧対照表では 19 ページの第 2 条の表中、定数の傍線部分でその改正内容を記しておりますのでご確認ください。

この内容は、上位法の子ども・子育て支援法が制定されたことにより、新たに子ども・子育て支援新制度が平成 27 年 4 月から開始されることに伴い、教育と保育を一体的に支援する事業への体制づくりのため、町長部局の保育所職員を教育委員会の事務部局へ異動させることによるものでございます。

以上、ご審議をよろしくお願い致します。

議長（小永正裕君）

副町長。

副町長（松田春喜君）

失礼します。

それでは私の方から、議案第 77 号、黒潮町行政組織条例の一部を改正する条例についての補足説明を致します。議案書の 29、30 ページとなります。

この条例の改正は、南海地震対策事業庁舎建設、また地方創生事業など、近年の事務量の増大に伴いまして、限られた人員の中で各課、係の業務量の均衡を図ることも必要となってまいりました。

また、庁舎建設など、財源確保のためあらゆる補助事業を選択することにより、課を超えて連携を行う必要も生じてきたところでございます。

建設課につきましても、まちづくり交付金事業の終了などにより、現在は土木係の 1 係、1 課長という状況になってございます。

高規格道路の建設促進業務、町道管理、町営住宅の管理など、重要事業を行っている部署と認識をしております。そんな中、ほかの課の業務内容、管理職の職責のバランスなど、町内全体の均衡を図るために課の統合を行うものでございます。

海洋森林課と建設課を統合し、海洋森林・建設課の名称とするための条例改正と、庁舎建設係を総務課からまちづくり課へ、国土調査係をまちづくり課から総務課へ移行する条例改正となります。

この統合で、海洋森林・建設課は、水産振興係、漁港港湾係、林業振興係、土木係の 4 つの係となります。

条例の内容につきましては、参考資料の 20 ページの新旧対照表をご覧くださいと思います。

まず、第 1 条の 2 のウの建設課を削除し、イの海洋森林課を海洋森林・建設課とするものでございます。

次に、分掌事務に関する部分は 21 ページとなりますが、名称変更とそれぞれの事務分掌の入れ替えとなっております。

その中で、右の改正後の、チ、総合教育会議に関する事。それと、ツ、教育の振興に関する施策の大綱に関する事。この部分につきましては、先ほど提案致しました、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が改正されたことに伴う、総務課での業務を追加したものとなっておりますので、ここもご説明致します。

以上です。ご審議をよろしく申し上げます。

議長（小永正裕君）

教育次長。

教育次長（畦地和也君）

それでは議案第 78 号、黒潮町いじめ問題対策連絡協議会等設置条例の制定に係る補足説明を致します。議案書は 31 ページからになります。

議案書の 32 ページをお開きください。

当条例は、いじめ防止対策推進法および黒潮町いじめ防止基本方針に基づき、黒潮町いじめ問題対策連絡協議会等の組織および運営に関し必要な事項を定めたものです。

本条例で定めます組織は、大きく 3 種類になっております。

まず第 2 条では、黒潮町いじめ問題対策連絡協議会について定めております。連絡協議会は、いじめの防止等に関係する機関および団体が連携し、必要な事項を協議し相互の連絡調整を図ることを目的としており、委員 10 名以内で組織を致します。

第10条では、教育委員会の諮問に応じて、いじめの防止等のための対策その他必要な事項について審議し答申する組織として、委員10名以内で構成する黒潮町いじめ問題専門委員会を置くことを定めております。専門委員会は、主にいじめや、いじめと疑わしき事例が生じた場合、その調査や防止策について専門家に審議していただくものです。

次に、第17条において、黒潮町いじめ問題調査委員会を定めています。調査委員会は、いじめにより学校に在籍する児童等の生命、心身、または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき、あるいは、いじめにより学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされていると疑いがあると認めるときなど、重大事態が発生した場合、法第28条第1項の規定により、学校の設置者または学校が設けた調査の結果について、町長の諮問に応じて審議、答申するもので、委員5名以内で組織を致します。

当町では、全校で学校におけるいじめ防止等の対策のための組織を編成し、学校ごとに学校いじめ防止基本方針を定め、いじめの防止に取り組んでいるところです。今回の条例制定をもってさらに関係機関との連携を図りながら、黒潮町全体で学校におけるいじめ防止に積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長（小永正裕君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（宮川茂俊君）

それでは議案第79号、黒潮町保育の実施に関する条例を廃止する条例について補足説明を行います。

質の高い幼児期の学校教育、保育の総合的な提供、保育の量の拡大、確保および地域の子ども・子育て支援の充実を目的として、平成24年8月に子ども・子育て関連3法が成立し、子ども・子育て新制度における運営の基準等を市町村が条例で定めることとされ、法律の施行が本年4月に予定されていることから、今議会において条例案を提案するものです。

議案書は36ページにあり、条例案につきましては37ページに掲載されておりますので、ご参照をいただきたいと思っております。

保育所の入所の基準につきましては、これまでは児童福祉法第24条第1項の規定に基づき、市町村において保育に欠ける事由の認定が必要でした。

しかしながら、本年4月から施行される子ども・子育て支援新制度では、児童福祉法第24条第1項が改正となり、子ども・子育て支援法施行規則で定める事由により、保育の必要な児童について保育を実施することとなったため、保育に欠ける事由を定めたこの条例を廃止するものです。

なお、この保育の必要性の認定にかんする基準につきましては、平成26年12月第31回黒潮町議会定例会におきまして黒潮町保育の必要性の認定基準に関する条例の議決をいただいており、今後はこの条例に基づき、保育の必要性の認定を行うこととなります。

以上で、議案第79号の補足説明を終わります。

続きまして議案第80号、黒潮町立保育所設置条例の一部を改正する条例について補足説明を行います。

議案第79号と同様に、子ども・子育て関連3法の施行に合わせた改正となるもので、保育所に入所できる児童等の規定や、保育料に関しての根拠となる法令が改正されたことから、これらの基準を法令との整合性を図るため改正するものとなります。

議案および条例案につきましては38ページからあり、また、新旧対照表につきましては資料24ページに掲載しておりますので、ご参照をいただきたいと思っております。

新旧対照表によりご説明を致します。

入所の資格を規定しております第3条につきましては、保育所に入所できる児童等を規定するものであり、児童福祉法の改正により保育の必要な児童等を定めた児童福祉法第24条第1項とともに、措置入所について定められておる第5項および第6項の規定に基づくこととして改正しております。

この児童福祉法第24条第1項につきましては、保育の必要な児童についての規定がされております。

また、同法第24条第5項、第6項では、児童や乳児・幼児が、勸奨や支援、あつせん要請などを行っても、やむを得ない事由により子ども・子育て支援法に定める施設において、保育を受けることが著しく困難であると認めるときは、その児童等を当該市町村の保育所もしくは家庭的保育事業等に入所させ、または、当該市町村以外の保育所等に入所を委託して保育を行わなければならないと要約することができ、子ども・子育て支援法の基準とならない措置入所に関する規定がされているため、児童福祉法第24条第1項とともに、第5項、第6項に該当する児童等を入所の資格の基準とすることとして規定しております。

次に、保育料を定める第4条につきましては、これまでの規定は別に定めるところによることとしておりましたが、今回の改正により、子ども・子育て支援法第27条第3項第1号に基づき、町長が定める額とすると改正しております。

この子ども・子育て支援法第27条第3項を要約しますと、政令で定める額を限度として当該支給認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村長が定める額とすることとされており、今後は政令で定める限度額以内で、所得の状況その他の事情を勘案して保育料を定めることとなります。

また、4条の見出しの保護者負担金を改める理由につきましては、公立施設においては公の施設の使用料に該当するため、使用料と改めるものです。

以上で、議案第80号の補足説明を終わります。

続きまして議案第81号、黒潮町介護保険条例の一部を改正する条例について補足説明を行います。議案書および条例案は40ページから掲載されております。また、新旧対照表につきましては、資料の最後のページの25ページ、26ページにありますので、ご参照をいただきたいと思います。

今回の条例の改正につきましては、第1号被保険者の保険料率を、所得水準に応じてきめ細やかな介護保険料の設定を行うとの観点から国の政令が改正され、標準段階がこれまでの6段階から9段階に見直されることとなったこと、および、介護サービスの必要量の見込み等を踏まえて介護保険料などが決定される、介護保険事業計画の平成27年度から29年度までの第6期事業計画を策定したことなどから、介護保険条例の一部を改正するものです。

改正案につきましては、所得区分を、国の趣旨に準じ標準段階である9段階とすることとし、また、段階ごとの所得基準額につきましても、国の基準どおりと定めております。

資料25ページの新旧対照表に基づき説明をさせていただきます。

まず、第2条の改正につきましては、対象となる期間を平成27年度から平成29年度に改めるとともに、第6号の次に3号を追加し、国の標準段階である9段階としております。

また、基準額につきましても、第2号から第6号までを改めることで、改正された介護保険法施行令第38条で定める国の基準に準じることとしております。

第2項の追加につきましては、介護保険法等の改正により、公費により低所得者の保険料軽減を行う仕組みが設けられることとなり、国の基準に従い、第1項第1号に該当する者の保険料率が本来3万5,400円であったものを3万1,900円とすることとして規定しております。

次に、第4条第3項の改正につきましては、準拠している介護保険法施行令第38条が6段階から9段階へと改正されたため、その準拠する部分に変更となったため、同条の内容と整合性を図るための改正となっております。

ります。

最後に、附則として追加する事項につきましては、介護予防、日常生活支援総合事業等の経過措置を定めており、第4項につきましては介護予防・日常生活支援総合事業を、第5項では在宅医療・介護連携推進事業、第6項では生活支援体制整備事業、第7項では認知症総合支援事業について定めており、それぞれ平成27年4月1日から町長が定める日までの間には行わず、当該町長が定める日の翌日から行うものとする規定しております。

これらの事業につきましては、原則として平成27年4月1日から実施することとされておりますが、実施できない場合は、実施の猶予について規定する必要があることから規定するものです。

以上で、議案第81号の補足説明を終わります。

続きまして議案第82号、黒潮町地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例について補足説明を行います。議案書は43ページにあり、また、条例案につきましては44ページから掲載されておりますので、ご参照をいただきたいと思っております。

今回の条例制定は、第3次地方分権一括法の施行に基づき介護保険法が改正されたことに伴い、市町村が、地域包括支援センターの職員および運営に関する基準を条例で定める必要が生じたため、新たに条例を制定するものです。

この条例案につきましては、厚生労働省の省令が定める従うべき基準、および参酌すべき基準に基づき条例案を作成しております。

条例案につきましては、第1条の趣旨から始まり、第4条の委任までの規定となっております。

第2条の基本方針が参酌すべき基準となっており、地域の実情に応じて異なる内容を定めることが許容されるものとなっておりますが、黒潮町の実情と勘案した結果、厚生労働省の省令の内容を規定しております。

次に、第3条の職員に関する基準は、省令が定める従うべき基準となっており、65歳以上の第1号被保険者の数が3,000人から6,000人の場合は、保健師1名、社会福祉士1名、主任ケアマネ1名、もしくはそれに準ずる者を常勤の職員として配置しなければならないこととなっております。黒潮町の65歳以上の高齢者の数は、平成27年1月末現在で4,780名となっており、この規定に合致するものとなっております。

第3条第2項では、地域包括支援センターを特定の生活圏域ごとに設置する場合についての規定となります。

以上で、議案第82号の補足説明を終わります。

続きまして議案第83号、黒潮町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例について補足説明を行います。議案書は46ページにあり、条例案につきましては47ページから58ページに掲載されておりますので、ご参照をいただきたいと思っております。

この条例の制定につきましても、第3次地方分権一括法の施行に基づき、介護保険法が改正されたことに伴う条例の制定です。

これまでは厚生労働省の省令に基づき事業を実施してきたところですが、条例として制定する必要があることから、今回新たに条例を制定するものです。また、この条例の制定につきましても、厚生労働省が定める従うべき基準、参酌すべき基準に基づき条例案を作成しております。

条例案が第34条まである大変長い条例案となっておりますため、要約を説明させていただきます。47ページから順を追って説明致します。

第1章である第1条から第3条までが総則となり、趣旨や基本方針などを規定しております。

第2条第1項および第2項において、利用者が可能な限り、その居宅において自立した日常生活を営むこと

ができるように配慮し、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の自立に向けて設定された目標を達成するために多様な事業者から総合的かつ効率的にサービス提供がされるよう配慮しなければならないと規定し、基本方針としております。

また、第2条第5項および48ページの第3条において、黒潮町暴力団排除条例に基づく事業の運営、および事業者の指定の要件の規定を省令から追加して定めております。

48ページの第2章、人員に関する基準につきましては、第4条、第5条において人員に関する基準、管理者を定めており、同じく48ページの第3章、運営に関する基準につきましては、第6条から第30条まで規定をしております。

6条第1項において、支援の提供に当たり、文書の送付や重要項目の説明を行い、利用申請者の同意を得なければならないことなどを定め、第6条が内容および手続きの説明や同意に関する規定となっております。

49ページの第7条では、サービス提供の拒否の禁止、第8条ではサービス提供困難時の対応などを定め、51ページの第19条で運用規定について、また、次のページの第24条で秘密保持、第27条の苦情処理や第30条の記録の整備などを定めることで、運営を行うに当たって必要となる基準を規定しております。

さらに、54ページからの第4章、介護予防のための効率的な支援の方法に関する基準では、第31条で指定介護予防支援の基本取り扱い指針、第32条で指定介護予防支援の具体的な取り扱い方針などを規定しております。

最後に、58ページの第5章では、準用について規定をしております。

以上、誠に簡単ではありますが、議案第83号の補足説明を終わります。

議案第79号から83号まで一括して補足説明をさせていただきました。ご審議をよろしく申し上げます。

議長（小永正裕君）

住民課長。

住民課長（金子富太君）

続きまして議案第84号、黒潮町立大方児童館に係る指定管理者の指定について補足説明をさせていただきます。議案書は59ページをお開きください。

黒潮町立大方児童館の運営は平成22年4月1日から指定管理者による運営が行われており、今年の3月31日をもって指定期間が終了致しますので、現在の指定管理者、特定非営利活動法人NPO 童夢、理事長、坂本末廣を引き続き指定管理者として指定することについて議決を求めるものです。

特定非営利活動法人NPO 童夢によるこれまでの児童館運営は、設置目的を遂行するために、培った専門知識と経験を生かして活動しており、子どもたちと積極的にかかわり信頼を得ております。また、地域、保護者、保育所、小学校および中学校との信頼関係も築いております。

今回の指定管理者の更新に際しましても、児童館運営の職員要件を備え、職員と子どもたちとのかかわりや地域等の信頼もあり、これまでの経験を生かせる特定非営利活動法人NPO 童夢を指定管理者として指定することにより、これまで培ってきた子どもたちとの信頼関係を継続した児童館活動が展開できます。

従いまして、黒潮町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条により、公募によらない指定管理者候補として、高知県幡多郡黒潮町入野768番地1、特定非営利活動法人NPO 童夢、理事長、坂本末廣を指定管理者候補として選定しましたので、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものです。

指定期間は、平成27年4月1日から平成32年3月31日までの5年間です。

以上で議案第84号の補足説明を終わります。ご審議をよろしくお願い致します。

議長（小永正裕君）

副町長。

副町長（松田春喜君）

失礼します。

それでは議案第85号、平成26年度黒潮町一般会計補正予算について補足説明を致します。

まず、1ページをお開きください。

一般会計補正予算第6号は、既決の予算から歳入歳出それぞれ1億1,416万5,000円を減額し、総額をそれぞれ110億5,425万9,000円とするものでございます。

また、第2条で繰越明許費の変更を行い、第3条では、地方債の補正により限度額の変更を行なっております。

全体的な概要で申しますと、それぞれの事業の入札減などや、決算見込みによる減額補正が主なものとなっております。

詳細につきまして、まず、歳出の事項別明細書から説明を致します。27ページをお開きください。

2款総務費につきましては、9,760万円を追加し25億9,299万7,000円とするものでございます。

項目別に主な事業について申し上げますと、まず28ページ。

1項5目、財政管理費1億823万円の追加は、避難路などの緊急防災減災事業の繰り越しのため、津波避難対策等加速化臨時交付金の減などによる防災対策加速化基金9,525万円の減額と、決算時における収支調整のための財政調整基金の積み立て2億855万5,000円の増が主なものとなっております。

6目企画費から12目国土調査費につきましても、それぞれの事業の精算や特別会計の決算見込みによる調整の減額となっております。

31ページになります。

13目庁舎建設費、3節職員手当30万円の増は、用地購入に伴う地権者交渉による増となっております。

そして、4項選挙費298万9,000円の減額は、9目衆議院議員選挙費などの精算によるものとなっております。

32ページ。

3款民生費は4,915万円を減額し、21億1,427万円とするものでございます。

1項1目、社会福祉総務費、28節繰出金1,434万4,000円の増額は、保健基盤安定繰出金の確定などによる増額分を国保会計へ繰り出すものとなっております。

2目身体障がい者援護費から7目障がい者自立支援費の減額は、各事業、給付費などの決算見込みによる減額となっております。

35ページ、2項老人福祉費につきましても、各事業の決算見込みによる減額と、36ページ、保険給付費などの実績額から見込み額の調整による介護保険と、後期高齢者医療保険料普通徴収3、4、5月分の調整による後期高齢者特別会計への繰出金が増となっております。

3項児童福祉費主なものは、2目児童措置費の20節扶助費で、出生数の減などにより児童手当502万5,000円の減額となっております。

また、3目児童福祉施設費、15節請負工事費2,399万2,000円の減額は、大方中央保育所の再生可能エネルギー等導入工事費を、拳ノ川保健センターとともに工事の目的により統一するために、4款1項6目、環境衛生費に移行組み換えを行ったための減額となっております。

次に、38ページ。

4 款衛生費でございます。1,555 万円減額し 6 億 4,871 万 3,000 円とするものでございます。

1 項 1 目、保健衛生総務費 863 万円の減額は、2 節給料などの人事異動による人件費の減額調整となっております。

2 目保健事業費から、40 ページ、4 目母子保健費は、胃がん等の健康診断委託、予防接種委託、妊婦一般健康検診を見込みにより減額と致しております。

5 目保健センター費は、雨漏りの工事費の追加と、太陽光発電パネルと蓄電池の設置工事の再生可能エネルギー等導入工事費を、次の 6 目環境衛生費に移行組み換えをおこなったための減額となっております。

そして、次の 6 目環境衛生費は、先ほどの大方中央保育所と保健センターの公共施設再生可能エネルギー等導入工事の合計で 5,309 万 1,000 円となっております。

そして、7 目診療所費 1,116 万円の減額は、医師の給与等について調整をして減額したことにより、国民健康保険直診会計の繰出金の減となっております。

2 項 2 目、塵芥処理 637 万円の減額は、幡多広域市町村圏事務組合の幡多クリーンセンターでの燃料費などの縮減によるものとなっております。

次に、41 ページ。

5 款労働費でございます。2,305 万 3,000 円減額し、1 億 2,021 万円とするものです。

主なものは、2 目雇用対策基金事業、13 節委託料 2,253 万 3,000 円の減額で、当初の見込みより申し込みが少なくなったため地域づくり事業委託が 2,090 万 8,000 円の減額となっております。

次に、6 款農林水産業費でございます。4,105 万 5,000 円減額し、6 億 858 万 8,000 円とするものでございます。

まず、1 項 1 目、農業委員会費、13 節の農家台帳システム委託料 332 万 4,000 円の減額は、入札減によるものでございます。

3 目農業振興費は、各事業補助金の決算見込みによるものでございます。

42 ページ。

青年就農給付金経営開始型において、国の経済対策の前倒しにより 375 万円の増額となっております。

5 目農地費は、26 年度については県から直接対象者に交付されることとなったため、集落交付金が 230 万円の減額と、土地改良区の貸付金は必要なくなったために 200 万円の減額としております。

2 項 2 目、林業振興費は、19 節負担金補助及び交付金の緊急間伐総合支援事業 368 万円の減額など、台風による復旧事業のため各種事業の決算見込みにより減額となっております。

3 項水産業費では、2 目水産業振興費で、15 節工事請負費の佐賀地区漁業集落環境整備工事 1,000 万円は、国の配分の調整により減額をしておるところでございます。

19 節負担金補助及び交付金で、種子島周辺対策工事として、佐賀漁港漁船用補給施設整備のなど 697 万 5,000 円の減額は、事業の入札減および決算見込みによる減額となっております。

次に、44 ページ。

7 款商工費は、123 万 1,000 円を減額し、2 億 1,045 万 2,000 円とするものでございます。

1 目商工総務費から 3 目観光費まで、それぞれの事業において決算見込みによる減額となっております。

45 ページ。

8 款土木費は、787 万 9,000 円減額し、5 億 7,310 万円とするものでございます。

主なものは、2 項 2 目、道路新設改良費で、46 ページとなりますが、社会資本整備事業の入札減により、13 節委託料 850 万円の減や、22 節補償補填及び賠償金 250 万円の減額となっております。

また、3項2目、がけくずれ対策、15節工事請負費1,640万円は、事業実績による減額となっております。
6項1目、住宅管理費2,901万5,000円の増額は、次の48ページ、横浜改良住宅ストック総合整備工事2,800万円の増となっており、これは27年度施工分を、国の補助金の配分等により前倒しを行うものとなっております。

次に、9款消防費です。786万7,000円減額し、14億8,094万9,000円とするものでございます。

49ページの1項4目、防災費、15節工事請負費350万円の減額は、ヘリポート整備工事、耐震性貯水槽設置工事の入札減によるものとなっております。

次に、50ページ。

10款教育費でございます。1,865万2,000円減額し、6億6,947万5,000円とするものでございます。

教育費につきましては、59ページ上段まで、全項、全科目、人件費の調整や工事関係の入札減、事業および補助、給付費等の決算見込みによる減額となっております。

次に、11款災害復旧費は、2,040万円減額し、3億4,201万円とするものでございます。

1項農林水産業施設災害復旧費では、1目農業用施設現年発生補助災害復旧費の15節工事請負費で2,300万円の減としております。

補助災害とならない単独事業の災害復旧工事はかなりあったものの、補助災害につきましては当初計上分より減額となっております。

60ページに移りまして、2項1目、公共土木施設現年発生災害復旧費の、15節工事請負費4,300万円の増額は、現年度で補助申請を行い27年度施工とする、明許繰越とすることとなっております。

また61ページでは、2目公共土木過年発生災害復旧費、15節工事請負費1,840万円の減額は、25年度発生の災害復旧工事を、国庫負担金を得るために繰越予算で執行したことによるものでございます。

12款公債費、1項2目、利子2,692万8,000円の減額につきましては、前年度からの明許繰越の借入れを当初は早い時期に想定をしておりましたが、借入れが遅い時期となり、その分利子が必要なくなりましたので減額をするものでございます。

続いて、歳入の事項別明細書を説明させていただきます。14ページへお戻りください。

歳入につきましても、決算見込みおよび各事業の増減に合わせ調整をしているところでございます。

主なものについて説明をさせていただきます。

1款の町税が、決算見込みにより1,438万9,000円の増額としております。

18ページです。

まず、14款国庫支出金でございます。1,173万円増額し、8億1,124万5,000円とするものとなっております。これは、説明欄にございます各事業の歳出に伴う国庫補助金となっております。

次に、20ページ。

15款県支出金です。1億6,415万2,000円減額し10億8,772万7,000円とするもので、この内容につきましても、説明欄にあるように各事業の歳出に伴う県補助金の増減となっております。

次に、25ページ。

21款町債は、1,930万増額し、21億2,296万8,000円とするものでございます。

事業名をそれぞれ説明欄に記載しておりますので、ご覧いただきたいというふうに思います。

次に、9ページ、第2表繰越明許費補正をご覧ください。

庁舎建設事業、避難広場整備など、都市防災総合推進事業、避難道、避難タワーなどの南海地震対策事業、さらに災害復旧事業など、21件、17億3,415万8,000円を明許繰越と致しました。例年大きな繰越額となっております。

おりますが、各事業計画的に実施に努めてまいります。

次に10ページ、第3表地方債補正をご覧ください。

この補正は、それぞれの事業債の限度額をそれぞれ調整し、補正前の限度額21億366万8,000円を、補正後は21億2,296万8,000円とするものでございます。

そのほか起債の方法、利率は変更はございません。

なお、補正後の限度額は、先ほどの25ページの21款町債の計と同額となるものでございます。

以上で補足説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長（小永正裕君）

教育次長。

教育次長（畦地和也君）

それでは議案第86号、平成26年度黒潮町宮川奨学資金特別会計補正予算について補足説明を致します。予算書は濃い水色のものになります。

予算書の1ページをお開きください。

今回の補正は、歳入歳出総額それぞれ780万円を減額し、歳入歳出予算の総額を2,230万5,000円とするものです。

補正の内容についてご説明を致します。予算書の7ページ、歳入歳出事項別明細書の歳出の欄をご覧ください。

1款1項1目、21節貸付金を、本年度の貸付実績に応じて780万円減額し、2,220万円と致しました。

本年度の貸し付けの内訳は、高等学校当初20件を想定しておりましたが、6件の144万円。大学が当初は70件を想定していたものが、58件の2,076万円。合わせて64件、2,220万円となっております。

予算書は6ページ、歳入歳出事項別明細書の歳入の欄をご覧ください。

これに対する歳入の減額の内訳は、貸付金戻入現年分を28万2,000円の減額。同じく、滞納繰越分を15万円の減額。基金繰入金を736万8,000円の減額。合わせて780万円の減額と致しました。

以上で補足説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長（小永正裕君）

総務課長。

総務課長（武政 登君）

続きまして、議案第87号、平成26年度黒潮町給与等集中処理特別会計補正予算について補足説明をさせていただきます。議案書は62ページでございます。予算書はサーモンピンクの予算書でございます。

1ページをお開きください。

この補正予算の歳入歳出総額は、歳入歳出それぞれ2,098万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15億7,452万5,000円とするものでございます。

減額の主な理由は、人件費、拳ノ川診療所医師の給与費によるものでございます。

以上で、議案第87号の補足説明を終わります。

議長（小永正裕君）

住民課長。

住民課長（金子富太君）

続きまして、議案第88号、平成26年度黒潮町国民健康保険事業特別会計補正予算について補足説明をさせていただきます。黄色の予算書となります。

1 ページをお開きください。

この補正予算は、総額から歳入歳出それぞれ 72 万 1,000 円を減額し、歳入歳出それぞれ 22 億 5,148 万 9,000 円とするものです。

主な内容は、歳入では、国保税の調停が低かったことによる国保税の減額、共同事業交付金の額が確定したことによる減額、国庫支出金は保険給付費の増額分を見込んだものとなっております。

歳出では、一般被保険者の医療費の伸びによる保険給付費の増額、共同事業拠出金の確定による減額などとなっております。

それは詳細につきまして、まず歳出を事項別明細書から説明を致します。12 ページをお開きください。

1 款 1 項 1 目、一般管理費 290 万 1,000 円の減は、国民健康保険直診会計への繰出金が減ったことによるものです。

一般職時間外勤務手当の増は、年度末までの業務による不足額を見込んだものです。

2 目連合会負担金 12 万円の減は、負担金額が確定したことによるものです。

2 項 1 目、賦課徴収費 216 万円の減は、電算システムが変わったことにより不用となったものです。

13 ページをご覧ください。

2 款 1 項 1 目、一般被保険者療養給付費 2,000 万円の増は、医療費の伸びによる不足見込額の計上を行ったものです。

14 ページをお開きください。

5 款 1 項 1 目、老人保健医療費拠出金は、老人保健医療制度が平成 20 年 3 月で終了し、今年度の請求見込みもないことから 100 万円の減額を行ったものです。

7 款共同事業拠出金は、拠出金の確定により 1,271 万円の減となっております。

1 項 1 目、高額医療費共同事業医療費拠出金 348 万円の減で、2 目保険財政共同安定化事業拠出金は 923 万円の減となっております。

15 ページをご覧ください。

8 款 1 項 1 目、特定健康審査等事業費 111 万円の減、2 項 1 目、保健衛生普及費の 72 万円の減は、いずれも決算見込みによる減額です。

続きまして、歳入の説明を致します。8 ページへお戻りください。

1 款国民健康保険税 2,310 万 4,000 円の減は、調定額から収入見込みを見込んだ額へ減額する額となっております。

9 ページをご覧ください。

3 款 1 項 1 目、療養給付費等負担金 640 万円の増は、保険給付費の国の負担率の額を見込んだものです。

2 目高額医療費共同事業負担金 289 万 6,000 円の増は、高額医療費共同事業の確定による負担額を見込んだものです。

2 項 1 目、財政調整交付金 1,356 万 9,000 円の増は、収支不足額の調整を行っております。

4 款 1 項 1 目、高額医療費共同事業負担金 289 万 6,000 円の増は、高額医療費共同事業の確定による負担額を見込んだものです。

10 ページをお開きください。

7 款 1 項 1 目、高額医療費共同事業交付金 254 万 4,000 円の減、および 2 目保険財政共同安定化事業交付金 1,517 万 8,000 円の減は、交付金の確定による減額です。

9 款 1 項 1 目、一般会計繰入金は、1 節保険基盤安定繰入金、保険税軽減分と、1,206 万 7,000 円の増、2 節

保険基盤安定繰入金、保険者支援分 195 万 7,000 円の増、6 節財政安定化支援事業繰入金 225 万 1,000 円の増は、確定による繰り入れでございます。

3 節職員給与等繰入金 34 万 9,000 円の減、および 7 節その他繰入金 228 万円の減は、それぞれの歳出補正額と同額の補正となっております。

以上で、議案第 88 号の補足説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長（小永正裕君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（宮川茂俊君）

それでは議案第 89 号、平成 26 年度黒潮町介護保険事業特別会計補正予算について補足説明をさせていただきます。オレンジ色の予算書となります。

まず、1 ページをお開きください。

第 1 条の合計額で、歳入歳出それぞれ 589 万 3,000 円の減額を行い、予算の総額を 17 億 5,599 万 9,000 円とするものです。

補正の理由は、これまでの保険給付の実績などから見込額の調整を行い、計上したことによるものです。

歳出から説明させていただきます。11 ページの歳出事項別明細書をお開きください。

1 款総務費、1 項 1 目、一般管理費の 13 節委託料につきましては、介護保険制度改正に伴うシステム改修により 627 万 1,000 円の計上を行い、また、認定調査員の旅費につきましては、平成 26 年度の実績の見込み額より 5 万円の減額を行うことで、1 款総務費につきましては合計額で 622 万 1,000 円の増額となっております。

2 款保険給付費につきましては、これまでの給付実績に基づき決算額を見込み、各項において減額または増額を行っており、合計額で 970 万円の減額を行っております。

12 ページの第 3 款地域支援事業費につきましても、これまでの実績に基づいた見込み額により調整を行い、1 項介護予防事業費で 146 万 2,000 円の、また、2 項包括的支援事業・任意事業では 95 万 2,000 円の減額を行うことで、3 款地域支援事業費の総額では 241 万 4,000 円の減額を計上させていただいております。

続きまして、歳入を説明致します。予算書 8 ページをご覧ください。

歳入予算の補正につきましては、歳出の減額により、それぞれの負担割合に応じた歳入財源の調整を行っております。

1 款保険料につきましては、208 万 4,000 円の減額により 2 億 6,595 万 4,000 円に、また 3 款国庫支出金では、4 目でシステム改修事業費補助金で 146 万 8,000 円を計上しておりますが、3 款の合計額で 216 万円の減額により 4 億 5,381 万 5,000 円にする調整を行っております。

以下同様に、9 ページ、4 款支払基金交付金は 323 万 7,000 円を、また、5 款県支出金は 158 万 2,000 円の減額を行っております。

10 ページの 7 款繰入金につきましては、1 目から 3 目までは歳出の減額に伴う負担割合による減額を行うとともに、4 目その他一般会計繰入金で、事務処理システム改修費の国庫補助を差し引いた 475 万 3,000 円を増額し、総額で 317 万円を増額する調整を行っております。

これにより、歳出の補正後の総額と同額となるものです。

以上で補足説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長（小永正裕君）

地域住民課長。

地域住民課長（村越豊年君）

失礼致します。

私からは、議案第90号、平成26年度黒潮町国民健康保険直診特別会計補正予算について補足説明をさせていただきます。議案書は65ページになります。

また、ピンク色表紙予算書の1ページをお開きください。

平成26年度の歳入歳出予算につきまして、決算見込みに基づきそれぞれ1,116万円減額し、歳入歳出予算の総額を6,190万6,000円とするものでございます。

拳ノ川診療所につきましては、常勤医師の不在という状態が続いております。しかしながら、医師確保に向けてあらゆる関係機関に支援を働き掛けていくと。そのための背景として予算計上をしておりました。しかしながら年度末を迎えるに当たり、この医師の給与等について減額して整理をするための調整でございます。

詳細につきまして、歳出の事項別明細書からご説明をさせていただきます。7ページをお開きください。

歳出の1款1項1目、一般管理費の給料213万6,000円減額し、職員手当を総額で844万7,000円減額しております。また、共済費につきましても57万7,000円減額補正するものでございます。

続きまして、歳入についてご説明をさせていただきます。6ページをご覧ください。

歳入の5款3項1目の一般会計繰入金につきまして1,116万円減額して、歳入歳出予算の総額を6,190万6,000円に調整をしたものでございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長（小永正裕君）

この際、13時30分まで休憩致します。

休 憩 11時 58分

再 開 13時 30分

議長（小永正裕君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

提案理由の説明を続けます。

住民課長。

住民課長（金子富太君）

議案第91号、平成26年度黒潮町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算について補足説明をさせていただきます。水色の予算書となります。

1ページをお開きください。

この補正予算は、総額から歳入歳出それぞれ300万円を減額し、歳入歳出それぞれ1億8,855万9,000円とするものです。

主な内容は、保険料分の納付金の減額見込みにより、後期高齢者医療広域連合納付金の減額を行うものです。

それでは詳細につきまして、歳入歳出事項別明細書で説明を致します。

まず、歳出から説明を致します。7ページをお開きください。

2款1項1目、後期高齢者医療広域連合納付金300万円の減は、普通徴収第8期の納期が3月2日となることなどにより、2月までに徴収する普通徴収保険料が少なくなることにより広域連合への納付金が減となることによるものです。

次に、歳入について説明を致します。6ページをご覧ください。

1款1項1目、特別徴収保険料500万円の減は、調定額から収入を見込んだものです。

2目普通徴収保険料227万1,000円の減は、3月以降に入金する普通徴収保険料は、翌年度に後期高齢者医療

広域連合納付金として納付するものですから減額するものです。

4 款 1 項 1 目、事務費繰入金 427 万 1,000 円の増は、後期高齢者医療保険料の減額による事務費の総額の調整を一般会計から繰り入れにより行うものです。

以上で議案第 91 号の補足説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長（小永正裕君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

それでは私から、議案第 92 号、平成 26 年度黒潮町情報センター事業特別会計補正予算について補足説明をさせていただきます。議案書は 67 ページとなります。また、予算書の方は若草色の予算書となりますので、よろしくお願ひします。

まず、1 ページをお開きください。

この補正予算は、既決の予算に歳入歳出それぞれ 221 万 5,000 円を追加し、総額をそれぞれ 1 億 7,333 万 5,000 円とするものです。

主な内容は、公共事業の実施に伴う光ケーブル移設による保守費用の増加によるものです。

それでは、詳細につきまして歳入歳出事項別明細書で説明を致します。

まず、歳出から説明を致します。7 ページをお開きください。

1 款 1 項 2 目、財産管理費の 12 節保守料 230 万円の補正は、一般国道 56 号大方改良等の公共事業による黒潮町光ネットワークの光ケーブル移設に伴う保守料の補正でございます。

3 款 1 項 2 目、利子の 23 節償還金利子及び割引料の補正は、町債の償還利子の調整によるものです。

次に、歳入について説明を致します。お戻りいただき 6 ページをご覧ください。

2 款 1 項 1 目、一般会計繰入金は、町債償還利子の減額分を一般会計繰入金で減額するもので、歳出と同額の 8 万 5,000 円を減額補正しております。

3 款 1 項 1 目、雑入は、今年度中に見込まれる公共事業等の実施に伴う負担金の追加歳入見込み額を、歳出と同額の 230 万円を補正しております。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願ひします。

議長（小永正裕君）

副町長。

副町長（松田春喜君）

失礼します。

それでは議案第 93 号、平成 27 年度黒潮町一般会計予算につきまして補足説明を致します。

本予算の概要等につきましては先ほど町長が述べましたので、私の方からは予算書に基づきまして、昨年と大きく変わった点、変更のあった点、また新しい事業、ならびに特に重点を置いたことなどに絞って説明をさせていただきますというふうに思います。また、説明が町長の述べた部分と重複する分もあろうかと思いますが、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

それでは、当初予算 1 ページをご覧ください。

平成 27 年度当初予算につきましては、第 1 条で歳入歳出の予算総額を歳入歳出それぞれ 107 億 4,500 万円と定めております。

前年度当初予算と比較致しまして 24.9 パーセント、金額に致しまして 21 億 3,900 万円の大幅な増となっております。これは、昨年の当初予算が骨格予算であったことによるものでございます。

また、第2条では債務負担行為を、第3条では地方債を、そして第4条では、一時借入金の最高額を15億円と定めております。

そして第5条では、歳出予算の流用を定めてございます。

詳細につきまして、まず歳出の事項別明細書から説明致します。44ページをお開きください。

まず、1款議会費は8,553万9,000円で、前年度比、額で380万6,000円、率で4.3パーセントの減となっております。

この減の主なものは、1節の議員報酬におきまして、議員数が16名から14名なったことによるものでございます。

そのほかの内容的には、ほぼ昨年と同様となっております。

次に、2款総務費は25億803万5,000円で、前年度比、額で7億2,584万4,000円、率で40.7パーセントの大幅増となっております。

主なものを目ごとに説明させていただきます。

46ページ、1項1目、一般管理費は4億7,854万2,000円で、3,878万8,000円の増となっております。

この増の要因は、26年度の退職者数の増加に伴う退職手当組合負担金の増や、育休、産休職員を総務課付けにしたことによる支給対象人数の増により、2節、3節、4節の人件費が増になったことによるものでございます。

またそれに伴いまして、47ページ、7節賃金472万8,000円は、産休育休代替臨時職員が主なものとなっております。

そのほかは、一般管理費では昨年と同様となっております。

次に、49ページ。

2目人事管理費は4,176万9,000円で、702万3,000円の増となっております。

これは、13節委託料の行政不服審査法関連3法に関する支援業務委託345万8,000円、および、人事評価制度構築・導入支援業務委託350万円などの新規導入経費によるものでございます。

次に、50ページ。

3目財産管理費は1億8,047万7,000円で、9,623万円の大幅増となっております。この増の要因は、13節委託料、51ページ、上から4項目目になろうかと思えます。公共施設等管理計画策定業務1,749万6,000円と、15節工事請負費の佐賀総合センター耐震補強工事8,078万4,000円の新規計上により増となっております。

次に、52ページ。

5目財政管理費は2億3,680万7,000円で、1億2,665万3,000円の大幅減となっております。この減の要因は、25節積立金、53ページの防災対策加速化基金について、緊急防災・減災事業に対する県の加速化交付金が減額になったことによるものでございます。

次に、6目企画費は1億1,433万1,000円で、1,986万5,000円の減となっております。この減の要因は、佐賀北部と、北郷集落活動センターの耐震補強工事などの終了によるものでございます。

新規事業としまして、1節報酬の地域おこし協力隊員598万円は、現在、蛸瀬川流域地区で1名継続しており、移住相談員と広報の担当の2名を加え、3名体制とするものでございます。

8節報償費には、町制施行10周年記念事業の企画を行うための実行委員会の費用22万8,000円を計上致しました。

54ページ。

13節委託料のマイナンバー法対応例規整備支援委託175万円、幡多でくらし隊へ移住相談業務などを委託す

る移住者支援事業委託 117 万 1,000 円、特別交付税を財源とした移住促進のプロモーションビデオ作成委託 500 万円などを計上しておるところでございます。

また、15 節工事請負費 600 万円は、さが谷三里マーケットの新設工事となっており、18 節備品購入費は、調理器具等の購入費を計上しておるところでございます。

19 節負担金補助及び交付金で主なものは、55 ページの中ほどの通知カード・個人番号カード関連事務委任負担金 428 万円を計上しております。

土佐くろしお鉄道経営基金造成負担金 1,643 万 5,000 円、コミュニティー助成事業費補助金 740 万円は、出口、上川口、大方橋川への太鼓や神輿の購入助成を申し込んでおります。毎年のことではありますが、この部分につきましては県振興協会の助成の決定待ちという状況でございます。

そして、公共交通バス補助金と致しまして 3,746 万 9,000 円は、西南交通と高南観光への補助金でございます。

56 ページ。

21 節貸付金 397 万円。これは例年のとおり、さまざまな団体への活動費に対する貸付金でございます。

7 目ふるさと創生事業費は、前年度並みの予算となっており、今年も中学生を対象とした海外研修の事業を計上しております。

少し飛びまして、59 ページをご覧ください。

11 目情報化推進費は 3 億 6,605 万 9,000 円で、1 億 1,884 万 4,000 円の増となっております。

主なものを申し上げます。60 ページです。

7 節賃金 201 万 7,000 円は、昨年を引き続き、光ネットワーク推進をするために 1 人の臨時雇用を計上しております。

次に、13 節委託料は、今年度新たに人事給与システム改修委託 936 万 4,000 円、社会保障・税番号制度システム改修委託 4,706 万 7,000 円。これはマイナンバー制度とも呼んでございます。税申告支援システム構築業務委託 830 万円、図書館システム改修業務委託 600 万円など、多く新規事業の構築、改修、あるいは更新の委託料を計上しておるところでございます。

それから、61 ページ。

14 節使用料及び賃借料は、システム・ソフトウェア使用料として住民情報システムなど、昨年同様に計上しております。

また、18 節備品購入費は、毎年パソコン、プリンターを更新するために 300 万円、納付書を作成するための裁断機の導入に 270 万円を計上しております。

そして、28 節繰出金 1 億 5,853 万 9,000 円は、起債の元金の償還が開始されたことに伴い、前年に比べて 8,000 万円程度増となっております。

次に、62 ページ。

12 目国土調査費は 8,671 万 7,000 円で、508 万円の増となっております。今年度は、有井川地区 0.34 平方キロメートル、市野々川地区 3.28 平方キロメートルを行うこととしております。

次に、63 ページ。

13 目庁舎建設費は 8 億 48 万 9,000 円で、5 億 5,822 万 5,000 円の大幅増となっております。この増の要因は、64 ページ、15 節工事請負費 7 億 7,128 万 2,000 円で、一団地の津波防災拠点市街形成施設としての造成工事を計上しております。

また、13 節委託料には、庁舎建設の総合的なマネージメント、管理を行っていただくためのプロジェクトマ

ネージメント委託756万円を計上致しました。これは庁舎建設までの3年間の契約となりますので、債務負担行為を設定してございます。

次に、2項徴税費と、66ページ、3項戸籍住民基本台帳費は、人事異動による人件費の調整による増があるのみで、ほとんど例年どおりとなっております。

次に、67ページ。

4項選挙費は3,609万6,000円の増となっております。これは、69ページ、4目黒潮町議会議員選挙費1,429万4,000円と、70ページ、5目高知県知事選挙費1,687万8,000円、72ページの8目高知県議会議員選挙費1,370万1,000円を計上しておるところでございます。

次に、5項統計調査費は398万1,000円の増となっております。これは、27年度が国勢調査実施の年となっているための増となっております。

75ページ、下段になります。

3款民生費は21億3,014万3,000円で、前年度比、額で6,768万1,000円、率で3.2パーセントの増となっております。

主なものを説明致します。1項1目、社会福祉総務費は3億5,677万4,000円で、1,457万2,000円の増となっております。

76ページ、7節賃金240万円は、臨時福祉給付金の支給が継続となりましたので、その事務に必要な臨時職員を雇用する賃金でございます。

次の77ページ、13節委託料は、あつたかふれあいセンター事業委託2,957万円、旧大方幼稚園よりあい耐震設計委託152万3,000円、そして、臨時福祉給付金事務システム構築委託に246万5,000円などを計上しております。

次に、78ページ。

19節負担金補助及び交付金の主なものとしましては、黒潮町社会福祉協議会への補助金3,298万円。そして、臨時福祉給付金は、昨年の約半額の2,520万円を計上させていただきました。この臨時福祉給付金は、一人当たり6,000円で4,200人を見込んでおるところでございます。

次に、28節繰出金の国民健康保険特別会計繰出金2億1,283万6,000円の中には、法定外繰出金として6,000万円を計画してございます。

これは27年度、地方消費税交付金が消費税率の改正などにより7,620万円増額となる見込みとなっております。消費税率の改正による増税分は社会保障費に充てることとされておりますので、平成30年度から県が国民健康保険の財政運営の主体となるよう運営の見直しが進められておりますので、この機会に、平成25年度末の累積赤字1億8,000万円を3年間で解消すべく、まず6,000万円の法定外繰出しを行うことと致しました。現年度の赤字につきましては構造上の問題もございますので、28年度の税率改正も検討しながら、27年12月の議会にお示しできるようにしたいというふうに考えてございます。

次に、78ページ、2目身体障がい者援護費、79ページ、3目精神障がい者援護費は、昨年同様の補助金、扶助費などを計上しておるところでございます。

次に、80ページ。

4目国民年金費は418万5,000円で、753万2,000円の減となっております。これは職員の人数を2名から1名に調整したものでございます。

5目人権対策総務費も、昨年同様の事業を計上しております。

82ページ。

6 目町民館運営費は3,981 万 8,000 円で、1,905 万 4,000 円の減となっております。これは、佐賀町民館の耐震補強工事が26 年度で終了したことによるもので、事業内容につきましては昨年同様となっております。

84 ページ。

7 目障がい者自立支援費につきましても、委託事業、扶助費など、昨年同様となっております。

続いて、86 ページ。

2 項老人福祉費、1 目老人福祉総務費は6 億 1,063 万円で、491 万 9,000 円の減となっております。

主なものを申し上げますと、87 ページ、15 節工事請負費 560 万円は、高齢者福祉センターこぶしの雨漏りの改修工事を計上致しました。

下段、19 節負担金補助及び交付金は、後期高齢者医療広域連合医療給付費の負担金 1 億 8,715 万円でございます。

次に、88 ページ。

20 節扶助費 4,605 万 8,000 円は、老人保護措置費の 4,042 万 8,000 円が主なものでございます。

それから、28 節繰出金 3 億 4,443 万 9,000 円は、ほぼ前年と同様でございます。介護保険特別会計への繰出金、それから後期高齢者医療保険への繰出金等となっております。

次に、89 ページ。

3 項児童福祉費でございます。8,562 万 8,000 円の増となっております。

まず、1 目児童福祉総務費は 1,913 万円で、1,398 万 9,000 円の減となっております。

これは人件費の減と、90 ページ、19 節負担金補助及び交付金の子育て世帯臨時特例給付金 360 万円は、給付額が26 年度の1 万円から3,000 円となり、640 万円の減となっております。

2 目児童措置費は2 億 6,360 万 4,000 円で、1 億 2,934 万 5,000 円の大幅増となっております。

これは、19 節負担金補助及び交付金 1 億 3,576 万円の増となっており、子ども・子育て新制度が27 年度から実施になることに伴い、保育料の改定が行われようとしております。現段階で不確定要素もございますが、施設型保育給付 1 億 3,384 万円と地域型保育給付 192 万円を、歳出、歳入両方に計上をしていることにより増額となっております。

また、20 節扶助費の児童手当は、子ども数の減少により 1 億 2,698 万円となり、約 600 万円の減額となっております。

91 ページ。

3 目児童福祉施設費は 3 億 8,893 万 5,000 円で、4,753 万円の減となっております。これは保育職員の減と、昨年、大方中央保育所再生可能エネルギー等導入工事費分の減が主なものとなっております。

次、94 ページ。

4 目児童福祉施設建設費は 3,719 万 3,000 円で、1,820 万 1,000 円の増となっております。13 節委託料で佐賀保育所移転地造成設計委託 785 万円と、施設の設計委託 2,340 万円を計上しております。

次に、5 目児童館運営費は、昨年同様の計上となっております。

96 ページをご覧ください。

4 款衛生費は 5 億 9,321 万 4,000 円で、前年度比、額で 5,861 万 5,000 円、率で 9.0 パーセントの減となっております。

主なものを申し上げます。1 項 1 目、保健衛生総務費は 5,427 万 6,000 円で、1,237 万 2,000 円の減となっております。これは人件費の調整減と、保健福祉センターの改修工事費の減によるものでございます。

次に、98 ページ、2 目保健事業費、99 ページ、3 目予防費、100 ページ、4 目母子保健費は、健康診断、予防

接種事業など、昨年同様の事業を計上してございます。

101 ページ。

5 目保健センター費は 356 万 9,000 円で、3,915 万 8,000 円の大幅減となっております。これは、拳ノ川の保健センターの再生可能エネルギー事業の減によるものでございます。

102 ページ。

6 目環境衛生費は 4,781 万 5,000 円で、2,493 万 4,000 円の減となっております。これは、水道事業特別会計への繰出金の減によるものでございます。

主なものは、103 ページ、19 節負担金補助及び交付金で、例年のとおり合併浄化槽設置整備事業補助金として 1,439 万円計上してございます。

なお、合併処理浄化槽設置につきましては、今年度は 5 人槽を 18 基、7 人槽を 19 基、10 人槽を 1 基の見込みとしてございます。

また、繰出金は、昨年、鈴熊野浦簡易水道の整備に関して、国の補正を受けて前倒しで取り組んだことに対し、地域の元気臨時交付金が交付されたことによりまして、一般会計から水道会計へ 2,000 万円を追加繰出をしていたものが減額となったものでございます。

104 ページ。

7 目診療所費は 5,216 万 3,000 円で、1,526 万 5,000 円の増となっております。これは、国保直診会計への繰出金の増によるものでございます。

次に、2 項清掃費の 2 目塵芥処理費は 2 億 3,754 万 3,000 円で、1,082 万 5,000 円の増となっております。これは、13 節委託料で、佐賀のパイロットの埋め立ての際に出るごみについて処理を行う、最終処分場廃棄物処理委託 950 万 4,000 円が増となっております。

ほかには、13 節の塵芥収集委託と、19 節の一部事務組合への負担金が増となっており、昨年と同様の内容となっております。

次に、105 ページ。

3 目し尿処理費は 8,979 万 4,000 円で、416 万 9,000 円の増となっております。主な内容は、13 節委託料の衛生センター運転維持管理委託 2,611 万 5,000 円となっており、衛生センターの地元との協定期限が平成 30 年 3 月末となっておりますので、衛生センターの検討を行うため精密機能検査委託 679 万 2,000 円を新たに計上しております。また、11 節需用費の修繕料の増は、定期修繕の増加によるものでございます。

続きまして、5 款労働費は 3,809 万 6,000 円で、前年度比、額で 1 億 153 万 7,000 円、率で 72.7 パーセントの減となっております。

これは、昨年の企業支援型雇用創造事業、ふるさと雇用事業の廃止によるもので、108 ページ、2 目雇用対策（基金）事業費が 480 万円で、1 億 684 万 5,000 円の減となっております。27 年度は、13 節委託料に、地域人づくり事業委託 480 万円を計上しておるところでございます。

次に、6 款農林水産業費は 5 億 7,311 万 3,000 円で、前年度比、額で 286 万 3,000 円、率で 0.5 パーセントの増となっております。

前年度事業の継続ということで、内容的に昨年同様の額となっておりますが、主なものは、まず 1 目農業委員会費は 1,517 万 1,000 円で、637 万 3,000 円の減となっております。これは、農家台帳システムの改修の終了によるものでございます。

次に、110 ページ。

3 目農業振興費は 1 億 1,370 万 4,000 円で、1,661 万円の増となっております。

主なものを申し上げます。111 ページの 13 節委託料の 677 万 4,000 円は地域の物流等支援事業委託で、いわゆる庭先集荷事業を 27 年度も引き続き実施する予定でございます。

続いて、19 節負担金補助及び交付金に 1 億 121 万 5,000 円計上致しました。

112 ページに移りまして、昨年に引き続きまして、ハウス整備事業 450 万円、レンタルハウス整備事業 2,303 万 5,000 円、中山間地域等直接支払交付金 2,081 万 2,000 円、そして、新しい事業となります中山間地域集落営農等支援事業補助金 1,979 万 2,000 円は、集落営農活動を行う組織に機械や施設の整備を図るものでございます。さらに、新規就農者研修支援事業費として 777 万 5,000 円、それから青年就農給付金 1,200 万円、黒潮町菌茸機械・施設整備事業補助金と致しまして 100 万円などを予定しているところでございます。

次に、113 ページ。

5 目農地費は 7,450 万 7,000 円で、3,021 万円の増となっております。

114 ページの 19 節負担金補助及び交付金で、県工事負担金 330 万円は、農村地域防災減災事業として、県が、下田の口、田野浦、出口地区の緊急避難路や避難施設の整備する負担金として計上をしてございます。

昨年は集落交付金として計上しておりましたが、27 年度は農地維持支払い交付金 1,227 万 2,000 円として、農業者で行う農道などの修繕について支援を行うものでございます。

資源向上支払交付金（共同）分 748 万 8,000 円は、環境保全活動を支援するものでございます。（長寿命化）分 1,788 万円は、水路などの農業用施設の改修などを支援する補助となっております。

次に、6 目地域農業整備事業は 2,800 万円で、2,280 万円の大幅増となっております。農業体質強化基盤整備促進事業を取り入れ、ため池や農業用排水路などの整備を行う計画をしており、13 節委託料に測量設計委託 250 万円、15 節工事請負費に 1,850 万円、17 節公有財産購入費に 150 万円を計上してございます。

次に、115 ページ、2 項林業費でございます。

まず、2 目の林業振興費は 6,411 万 6,000 円で、1,902 万 3,000 円の減となっております。これは、佐賀温泉が整備致しました木質ペレット、まき、ボイラーの補助金の事業の終了による減となっております。

主なものは、7 節賃金に 215 万円。これは、有害鳥獣対策が大変拡大をしております、引き続き臨時職員を 1 名雇用するものでございます。

次に、116 ページ。

8 節報償費 909 万円で、有害鳥獣捕獲報奨金 861 万 5,000 円など、有害鳥獣駆除にかんするものを計上しております。ちなみに、27 年度の捕獲報奨金には、イノシシは通常分が 700 頭、上乘せ分が 500 頭。それからサルが 2 頭、ハクビシンが 50 頭、カラスが 50 羽、シカが 40 頭、上乘せ分が 30 頭と。アナグマが 20 頭、タヌキが 100 頭ということで見込んで計上しております。

続いて、117 ページ。

19 節負担金補助及び交付金は、例年のとおり森林整備地域活動支援交付金が 854 万 6,000 円。また、鳥獣被害防除対策事業費補助金が 600 万円。これは、電気柵等の補助金でございます。また、30 基の有害鳥獣捕獲檻の整備事業費補助金としまして 150 万円計上致しました。

そして、165 人分の狩猟免許取得補助金 153 万 9,000 円、猟犬治療費補助金と致しまして 10 万円、また、新規狩猟者確保事業費補助金と致しまして 36 万円を計上してございます。

次に、119 ページ。

3 項水産業費、2 目水産業振興費は 1 億 6,829 万 5,000 円で、2,905 万 3,000 円の減となっております。

主なものを節で説明致します。次の 120 ページをご覧ください。

佐賀地区漁業集落環境整備事業に関する予算は、13 節の実施測量設計委託 600 万円、15 節工事請負費に 1,850

万円、17 節の公有財産購入費 700 万円、122 ページでございます、22 節補償補填及び賠償金 350 万円を計上しておるところでございます。

そして主な事業ですが、121 ページに戻りまして、19 節負担金補助及び交付金 9,536 万 6,000 円になります。種子島周辺対策事業補助金 5,018 万 9,000 円で、これは、佐賀漁港の漁船用補給施設の設置事業と漁業用通信施設の設置事業などになっております。

そして、漁業生産基盤維持向上事業費補助金 502 万 6,000 円。これは、田野浦漁港の荷さばき所の改修事業などへの補助金でございます。

今年度も種苗放流事業と致しまして 403 万円を計上致しました。ハマグリ 1,500 キロ、イサキ 1 万匹、ヒラメ 3 万尾を予定しておるところでございます。また、引き続いてカツオ水揚げ促進事業補助金 500 万円を計上させていただきました。これは佐賀漁港へ水揚げした場合に、水揚げの 1 パーセントを補助するものでございます。

また、新規漁業就業者支援事業補助金と致しまして 121 万 4,000 円を計上しております。

また、佐賀漁港活餌事業補助金 1,960 万円は、漁協を軸とした佐賀漁港活餌供給機能強化対策協議会を組織し、活餌供給体制を構築するとともに、水揚げ誘致のために活餌価格競争力強化に係る支援により価格の引下げを行い、水揚げの促進を図るものでございます。

土佐さがカツオビジネス創造事業費補助金 180 万円は、もどりカツオ祭と、カツオの販売促進活動に補助するものとなっております。

21 節貸付金の水産業経営資金貸付金 1,500 万円も継続して計上をしておるところでございます。

122 ページ。

3 目の漁業漁場整備事業費は 3,612 万 9,000 円で、1,888 万 6,000 円の減となっております。この減の要因は、入野漁港しゅんせつ工事の終了によるものでございます。

主な事業は、13 節委託料のストックマネジメント調査委託費 800 万円は、鈴漁港の現況調査を行うものとなっております。

また、123 ページ、19 節負担金補助及び交付金 1,211 万 5,000 円は、県工事の公共工事負担金 108 万円が主なもので、佐賀漁港、田野浦漁港の改修となっております。

次に、7 款商工費は 1 億 1,123 万 8,000 円で、前年度比、額で 1,754 万円、率で 13.6 パーセントの減となっております。

主なものを申し上げます。125 ページ。

1 項 2 目、商工振興費は 2,191 万 5,000 円で、1,540 万 5,000 円の減となっております。この減の要因は、下田の口にあります共同作業所の空調施設の整備の終了によるものでございます。

主なものは、13 節委託料の佐賀道の駅なぶらの指定管理委託 218 万円を計上してございます。

次に、126 ページ。

3 目観光費は 3,464 万 1,000 円で、1,241 万 6,000 円の増となっております。

主なものは、13 節委託料 1,888 万 3,000 円でございます。今年も観光振興事業委託費として 1,000 万円計上致しました。これは NPO 砂浜美術館に委託するものでございます。また、引き続き高知ファイティングドッグス公式戦委託に 175 万 3,000 円、入野海水浴場潮流調査委託 241 万 5,000 円を計上させていただきました。

次に、19 節負担金補助及び交付金は、128 ページに移りまして、幡多広域観光協議会負担金 202 万円は、引き続き幡多地域の観光振興を図ることとしております。

そして補助交付金で、観光プラットフォーム整備業補助金 300 万円は、スポーツツーリズムの推進体制確保

するためのものがございます。

観光イベント育成振興事業費補助金 50 万円は、昨年度も行いました、黒潮町まるごと産業祭への補助金でございます。

観光ネットワーク補助金 88 万円は、宿泊施設などの観光に関する方々で組織する団体への観光誘致のための補助金となります。

ほか、スポーツ施設整備補助金 220 万円を計上しております。

続きまして、4 目産業推進費は 2,725 万円で、1,342 万 4,000 円の減となっております。これは、缶詰工場の保管庫と外構工事、および巻き締め機の購入の事業終了による減となっております。

主な事業は、130 ページ、19 節負担金補助及び交付金 300 万円は、商品開発や販路拡大などを、50 万円を上限として補助するものがございます。

21 節貸付金 1,000 万円は、缶詰製作所の一時的な資金調達のための産業推進貸付金で、年度内に諸収入として同額を歳入として受け入れる純計となっております。

次に、8 款土木費は 14 億 1,572 万 5,000 円で、前年度比、額で 10 億 1,359 万 7,000 円、率で 252.1 パーセントの大幅増となっております。

この増額の大きな要因は、平成 26 年度は、骨格予算により普通建設事業の多くが 6 月議会に計上されたことによる前年度の当初予算の減と、都市防災総合推進事業など社会資本総合整備事業が舎建設とともに増大したことによるものとなっております。

1 項 1 目、土木総務費は 6,764 万 2,000 円で、406 万 2,000 円の減となっております。

主な事業と致しましては、131 ページの 15 節工事請負費 3,000 万円は地域整備事業の工事費となっております。補助事業などの実施により昨年減額をしておりましたが、例年の 3,000 万円を 27 年度は計上しております。なお、委託料に地域整備事業測量設計委託ということで 100 万円を計上しております。

それから、19 節負担金補助及び交付金は、県道整備工事等負担金 2,630 万円計上させていただきました。

続いて、132 ページ。

2 項道路橋梁費、1 目道路橋梁維持費は 4,230 万 9,000 円で、15 節工事請負費で町道維持管理費 1,500 万円など、昨年同様に計上しております。

次に、133 ページ。

2 目道路新設改良費は 4 億 1,217 万 4,000 円で、2 億 566 万 2,000 円の大幅増となっております。

主な事業は、134 ページになります。

13 節委託料 1 億 720 万 6,000 円は、社会資本整備事業として道路等の測量設計委託に 6,200 万円、法面、構造物の点検委託に 500 万円、橋梁修繕委託として 3,600 万円、一橋梁 60 万円を 60 件行う予定としてございます。

また、15 節工事請負費に 2 億 7,650 万円計上しております。これは、湊川線、馬荷線、拳ノ川若山線、成又熊野浦線などを計画しております。

それから、135 ページ。

3 項河川費、2 目がけくずれ対策でございます。15 節工事請負費に 2,300 万円を昨年同様計上しております。

続きまして、138 ページ。

5 項都市計画費、2 目都市環境整備事業費は 8 億 2,693 万 9,000 円で、8 億 1,027 万 3,000 円の大幅増となっております。

この要因は、15 節工事請負費で、新庁舎横に併設となります防災広場 4 億円、町道新庁舎防災広場線ほか 1

路線2億5,000万円、そして、城山宅地造成工事2,393万7,000円、庁舎関係調整池の工事9,900万円を計画しております。城山宅地造成工事は、17節公有財産購入費2,700万円、22節補償補填及び賠償金300万円も計上しております。

また、18節備品購入費では、災害復旧用資器材整備として、非常用電源や浄水器などを購入する900万円を計上しております。

19節負担金補助及び交付金の500万円は老朽住宅除去事業で、5件を見込んでございます。

次に、141ページ。

9款消防費は13億1,176万8,000円で、前年度比、額で4億2,833万1,000円、率で48.5パーセントの増となっております。

次の142ページ。

1項消防費、1目常備消防費は2億1,203万6,000円で、705万2,000円の増となっております。これは、19節負担金補助及び交付金の幡多中央消防組合黒潮消防署の分担金1億8,710万1,000円において、昨年完成致しましたデジタル消防無線の保守料の支払いが始まったものが増となっております。

2目非常備消防費は6,363万6,000円円で、1,148万5,000円の増となっております。これは、職員の人件費の調整によるものでございます。

次に、143ページ。

3目消防施設費は5,561万6,000円で、3,990万8,000円の増となっております。主なものは、144ページ、15節工事請負費の防火水槽設置工事1,400万円は、市野瀬と有井川地区に設置予定としております。18節備品購入費、消防自動車購入費は、昨年、補助事業の関係で見送りとなった、佐賀分団と蜷川分団に導入する予定となっております。

次に、145ページ。

4目防災費は9億8,048万円で、3億6,988万6,000円の大幅増となっております。主なものは、7節賃金1,010万5,000円でございます。これは27年度も引き続き、用地関係で4人の分の臨時雇用をする予定でございます。

また、11節需用費の消耗品で1,647万3,000円計上致しました。これは備蓄用品でございまして、非常食、飲料水、毛布などとなっております。

それから、146ページ。

13節委託料は、応急期機能配置計画作成委託900万円。これは、被災をしてからの応急対応機能計画をまとめることとなります。

災害危険個所啓発用航空画像作成委託710万円は、今後の地区防災計画の作成に活用するもので、町内集落周辺の地形を多角的に撮影して航空写真化するもので、土砂崩れの危険個所などを含め、地域の脆弱性を把握するものとなっております。

地区防災計画作成共同研究委託379万9,000円は、地区防災計画の作成活動において、大学等の専門機関に調査研究を委託するものとなっております。

また、木造住宅耐震委託に339万5,000円。これは100件分の耐震診断委託になります。

避難誘導板設置事業調査設計管理委託1,800万円は、これまでに整備してきた避難道、防災広場などに誘導するための工事の設計委託費となります。

津波避難路設計委託費に1,092万円。これは21カ所の避難道の測量、設計を予定してございます。そして引き続き、発注者支援業務と致しまして5,200万円を計上し、コンサルに委託して3人の技術者を常駐させることとしております。

次に、147 ページ。

15 節工事請負費 6 億 9,549 万円の内容を説明致します。

ヘリポート整備工事 1,500 万円は、鈴地区の予定となっております。

そして、避難誘導板設置工事 2 億 4,799 万円は、案内板 120 カ所、誘導標識 900 カ所を想定をしてございます。引き続き、避難道等の整備工事を 4 億 950 万円。これは 45 カ所程度予定をしております。それから、防災倉庫整備工事が 20 カ所程度で 2,000 万円となっております。

今後の、場所により設計等が若干変わってくる所がございますのでご理解を賜りたいと思います。

また、18 節備品購入費 979 万 9,000 円は、告知端末一式 728 万円が大きなものとなっております。

19 節負担金補助及び交付金は、次の 148 ページです。

木造住宅耐震改修工事費補助金は 20 件分の 1,800 万円、木造住宅耐震改修設計費補助金は 200 件分の 6,000 万円を計上致しました。これは、26 年度に戸別訪問を行った結果、約 350 件もの耐震診断の申し込みがありましたので、これをしっかりと耐震設計へと結びつけるために、27 年度は耐震設計の補助金を 10 万円上乘せして 30 万円までと制度改正をすることから、多くの申し込みが見込まれるところでございます。

また、ブロック塀の対策費補助金と致しまして 300 万円。これは 15 件を考えてございます。

次に、10 款教育費は 6 億 4,816 万 2,000 円で、前年度比、額で 2,767 万 2,000 円で、率で 4.5 パーセントの増となっております。

主なものは、149 ページ。

1 項教育総務費、2 目事務局費は 1 億 5,545 万 8,000 円で、2,297 万 6,000 円の増となっております。

主なものは、報酬費 1,011 万 2,000 円の、教育研究所研究員 223 万 2,000 円計上致しております。これは、防災教育を体系化するために職員 1 名雇用するものとなっております。

次に、151 ページ。

13 節委託料はスクールバス運行委託で、5 ルートのうち鈴、佐賀小中間のみ継続の契約で、あとの 4 ルートにつきましては、運転管理上の国からの指導により倍近くの契約となっております。内訳につきましては、それぞれご確認をいただきたいと思っております。

また、放課後子ども教室事業委託と致しまして 1,319 万 7,000 円。これは例年どおりでございます。

また、引き続き、防災教育研究支援委託費として 313 万 2,000 円は、IDA 社会技術研究所への委託でございます。

152 ページをご覧ください。

3 目少年補導育成センター費は 858 万 9,000 円で、内容的には前年度と変わってございません。

次に、154 ページ。

2 項小学校費、1 目学校管理費は 1 億 3,073 万 7,000 円で、3,785 万 9,000 円の減となっております。

主なものを申し上げます。155 ページになります。

15 節工事請負費の非構造部材耐震工事 600 万円は、入野小学校校舎と体育館を行う予定でございます。そして、小学校校舎空調整備 365 万円、佐賀小学校校舎防水工事 1,200 万円などを計上しております。

次に、157 ページ。

2 目教育振興費は 4,196 万 1,000 円で、463 万 5,000 円の増となっております。主なものは、7 節賃金の教育向上を図るために学習支援員 1,149 万円と、図書館支援員 544 万 9,000 円を配置する事業でございます。

158 ページ。

18 節備品購入費は、教科書の改訂がございまして、教師用指導書 772 万 7,000 円は増額になっておるところ

でございます。

次に、159 ページ。

3 項中学校費、1 目学校管理費は 4,794 万 1,000 円で、1,507 万 8,000 円の増となっております。これは、161 ページ、15 節工事請負費の大方中学校屋内運動場・武道館非構造部材耐震補強工事 1,370 万円が主なものとなっております。

次は、少し飛びますけれども 169 ページまでお願いします。

7 目文化振興費は 1,132 万 8,000 円で、649 万 1,000 円の増となっております。これは、町史編さん事業に昨年度から取り組んでおりまして、13 節委託料に黒潮町史編纂業務委託として 775 万 2,000 円を計上致しております。この編集には多くの時間がかかりますが、28 年度までにはまとめていきたいというふうに考えております。

次に、170 ページ。

5 項 1 目、保健体育総務費は 1,456 万 3,000 円で、300 万 4,000 円の増となっております。これは、はだしマラソンが 30 年の記念大会となっておりますので、記念品や記念講演を計画しておるところでございます。

次に、172 ページ。

5 項 2 目、学校給食費は 1 億 1,776 万 1,000 円で、495 万 6,000 円の減となっております。これは、佐賀学校給食センターのボイラーの取り換え工事が昨年終了したことによるものとなっております。学校給食センター調理等業務委託 3,806 万円が主なものとなっております。

次に、174 ページ。

11 款災害復旧費は 6,908 万 8,000 円で、前年度比、額で 2,267 万 1,000 円で、率で 24.7 パーセントの減となっております。これは、農林水産業施設および公共土木施設がそれぞれ災害対応できるように枠取りした予算となっております。

次に、177 ページ。

12 款公債費は 12 億 5,037 万 2,000 円で、前年度比、額で 7,749 万 4,000 円、率で 6.6 パーセントの増となっております。

24 年度時期の佐賀中学校の改築事業、道の駅整備事業等の元金の償還が始まったことにより増額となっております。

次に、13 款予備費は、本年度は 1,050 万 7,000 円計上致しました。

次の 178 ページから給与明細書、また 184 ページには地方債に関する調書、そして 185 には債務負担に関する調書を記載しておりますので、後ほどご覧ください。

それでは、続いて歳入を説明致します。14 ページにお戻りください。

まず、1 款町税は 7 億 7,284 万 5,000 円見込みました。前年度比、額で 808 万 2,000 円、率で 1 パーセントの減となっております。これは、固定資産税が 27 年度評価替えのための減となっております。

2 款地方譲与税から、次の 17 ページの 9 款地方特例交付金までは、県の試算の見込みによって計上しております。

その中で、6 款地方消費税交付金は 1 億 8,900 万円で、7,620 万円の増となっております。歳出のときにご説明を致しましたが、6,000 万円の国保の繰出金の財源とするものでございます。

次に、17 ページ。

10 款の地方交付税でございます。今年は 40 億計上させていただきました。前年度比では 1 億円、2.6 パーセントの増となっております。

この地方交付税につきましては、国の試算では出口ベースで減少となっておりますが、本町では、近年の町債の借入金の増大に伴って、公債費に対して算入される交付税が増加することによるものでございます。

それから次のページ、18 ページ。

12 款分担金及び負担金は2,416 万7,000 円で、6,941 万9,000 円の大幅な減となっております。これは保育料が新制度となったため、使用料に移行したものによるものでございます。

次に、19 ページ。

13 款使用料及び手数料は3 億231 万円で、2 億42 万9,000 円の大幅増となっております。先ほど言いました保育料が、こちらの方に移行してきたものの増となっております。

新制度となった保育料は歳入歳出同額を計上しておるため、純計の計上となりまして大幅な増額となっております。

次に、23 ページ。

14 款国庫支出金は10 億9,548 万円で、5 億7,736 万6,000 円の大幅な増となっております。これは、道路事業交付金および都市防災総合推進事業などによる増となったことによりまして、国庫補助金が増となっておりますのでございます。

それから26 ページ。

15 款県支出金は9 億4,148 万6,000 円で、1 億9,667 万4,000 円の減となっております。これは、緊急雇用創出臨時特例基金事業の終了による減と、県の津波避難対策等加速化臨時交付金の減によるものでございます。

次、33 ページ。

16 款財産収入は1,270 万6,000 円で、192 万9,000 円の減となっております。これは、ほぼ前年並みとなっております。基金利子等を若干少なく見込んでございます。

次、35 ページ。

18 款繰入金は5 億3,163 万7,000 円で、1 億6,489 万8,000 円の増となっております。これは、昨年より、財源不足の額が大きくなっていることで、24 年度ごろに借り入れた起債の元金の償還が始まったことなどが大きく影響をしているところでございます。

次に、37 ページ。

19 款繰越金は、例年のとおり1,000 万円を計上致しました。

それから、20 款諸収入は1 億4,909 万4,000 円で、108 万9,000 円の減となっております。昨年同様の見込みを行っておるところでございます。

次に、41 ページ。

21 款町債は26 億1,470 万円で、12 億9,040 万円の大幅増となっております。これは、昨年骨格予算としておりましたので、大きな事業を6 月予算で肉付けを行ったことにより、このような大幅の増額となっております。

歳入は以上です。

9 ページへお戻りいただきたいと思ます。

ここは第2 条関係で、第2 表の債務負担行為でございます。27 年度も昨年同様、商工経営資金に8,000 万円、水産業経営資金に1 億2,000 万円、そして、庁舎建設プロジェクトマネジメント業務委託に1,404 万円を債務負担行為として計上を致しておるところでございます。

次に、10 ページ。

第3 表関係で、地方債でございます。27 年度は、合計で26 億1,470 万円を限度としております。起債の方

法、利率、償還の方法は、例年変わらないものとなっております。

なお、この金額は、先ほど40ページの町債の額と合致しているものでございます。

以上、大変長くなりましたが、説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長（小永正裕君）

この際、15時まで休憩致します。

休 憩 14時 42分

再 開 15時 00分

議長（小永正裕君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

提案理由の説明を続けます。

住民課長。

住民課長（金子富太君）

それでは議案第94号、平成27年度黒潮町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について補足説明をさせていただきます。薄茶色の予算書となります。

1ページをお開きください。

第1条では、この予算の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ598万5,000円と定めるものです。前年度当初予算と比較しまして14.3パーセント、100万1,000円の減となっております。

この主な要因は、公債費および現年度貸付金の償還が進んだことによる金額となっております。

それでは詳細につきまして、歳入歳出事項別明細書で説明させていただきます。

まず、歳出から説明をさせていただきます。8ページをお開きください。

1款総務費、1項1目の償還推進事業費は110万3,000円を計上し、28節一般会計繰出金の調整により、前年より26万2,000円の減となっております。

2款公債費は458万2,000円を計上しており、前年度比73万9,000円の減額となっております。

内訳は、1項1目の元金409万6,000円は、前年度比50万9,000円の減となっております。

9ページをご覧ください。

2目利子48万6,000円は、前年度比23万円の減となっております。減額については、償還が進んできたことによるものです。

3款予備費につきましては、前年と同額の30万円を計上しております。

次に、歳入を説明致します。6ページにお戻りください。

1款県支出金、1項1目、住宅新築資金等貸付助成事業費県補助金は、昨年並みの24万1,000円を見積もっております。

2款繰入金および3款繰越金につきましては、枠取り予算となっております。

4款諸収入は574万2,000円。償還が進んだことにより、前年度比99万円の減で見積もっております。

7ページをご覧ください。

1項1目1節、貸付金の現年度分元金として260万円、3節の滞納繰越分元金として262万5,000円を。その利子分として、2節に13万円、および4節に38万5,000円を、これまでの回収率等を勘案致しまして見積もっております。

2項延滞金、(加算金及び過料) および3項雑入は、枠取り予算となっております。

この会計は、ご存じのとおり貸し付けは現在ありませんので、貸付金の回収のみとなっております。今後も、

地道な償還相談の積み重ねによりまして、未納分の回収に全力を挙げていきたいと考えております。

以上で議案第94号の補足説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長（小永正裕君）

教育次長。

教育次長（畦地和也君）

それでは議案第95号、平成27年度黒潮町宮川奨学資金特別会計予算について補足説明を致します。予算書は濃い水色のものになります。

予算書の1ページをお開きください。

今回の予算は、歳入歳出とも総額2,134万5,000円としています。対前年比で312万円、29.1パーセントの減となっております。これは貸付予定者の減に伴うものであります。

事項別明細書に基づきご説明を致します。予算書は8ページの歳出の欄をご覧ください。

1款1項1目、21節奨学金の貸付金は、総額で2,124万円を見込んでいます。

この内訳は、継続貸付者のうち高等学校通学者が4件の96万円、大学通学者が39件の1,392万円。27年度から新規に貸し付けをする者のうち、高等学校通学者が4件の96万円、大学通学者が15件、540万円。合計62件の2,124万円を見込んでおります。

歳入についてご説明致します。予算書は6ページをお開きください。

3款1項1目1節、貸付金戻入現年分につきましては1,597万2,000円、同じく滞納繰越分につきましては104万8,000円と見込み、合計で1,702万円を見込んでいます。

貸付額に対する貸付金戻入額との不足分426万4,000円を基金繰入金として繰り入れを致します。

以上で補足説明を致します。ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長（小永正裕君）

総務課長。

総務課長（武政 登君）

続きまして議案第96号、平成27年度黒潮町給与等集中処理特別会計予算について補足説明をさせていただきます。議案書は71ページでございます。サーモンピンクの予算書をお願いします。

この予算は、職員人件費の事務処理の効率化を図る観点から、水道事業会計を除く人件費を一元管理しているものでございます。

予算書の平成27年4月1日現在の職員数は、国や県への派遣職員を含めて196名でございます。水道会計事業の4名を除いた192名の費用をこの予算に計上してございまして、対前年比ではマイナス3名の人数となっております。

1ページをお開きください。

第1条の歳入歳出予算総額は、歳入歳出それぞれ15億6,047万6,000円とするものでございます。

4ページ、5ページに歳入歳出予算事項別明細書の総括、そこで対前年比マイナスの132万2,000円は、率にして約0.1パーセントの減となっております。例年のように一般職の職員数の減が主な要因となっております。

以下、6、7ページ以降に歳入歳出事項別明細書を添付してございますので、ご確認をお願い致します。

以上で補足説明を終わります。

議長（小永正裕君）

住民課長。

住民課長（金子富太君）

続きまして議案第97号、平成27年度黒潮町国民健康保険事業特別会計予算について補足説明をさせていただきます。黄色の予算書となります。

1ページをお開きください。

第1条で、この予算の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ23億8,986万6,000円と定めるものです。前年度当初予算と比較しまして20.2パーセント、4億106万7,000円の増額となっております。

この主な要因は、年々の医療費の増加による保険給付費の増額と、保険者財政共同安定化事業の対象範囲が現在の医療費30万以上のレセプト対象が、平成27年度からはすべてのレセプトを対象に広がることによる共同事業拠出金の増額によるものです。

歳入においては、歳出に対応した国庫支出金の増額や共同事業交付金の増額となっております。

また、一般会計から国保会計への繰り入れは、これまで保険事業への繰り入れ、国保税引き上げ時の税額引き上げ相当額の繰り入れと説明をしてきたところですが、町長の提案説明で説明致しましたとおり、これまでの方針を変更してシミュレーションでは1,000万円の繰り入れでしたが、これに5,000万円を追加し、法定外繰入として6,000万円を繰り入れるものです。

第2条では、一時借入金の最高額を1億3,000万円と定めるものです。

第3条では、歳出予算の流用を定めるものです。

それでは、詳細につきまして歳入歳出事項別明細書で説明をさせていただきます。

まず、歳出から説明を致します。16ページをお開きください。

1款総務費は5,273万円で、前年度比1,315万9,000円の減となっております。

1項1目、一般管理費4,975万4,000円は前年度比で1,125万6,000円の減額となっており、人件費の減が主な要因となっております。

内容としましては、職員の給与費等、また、レセプト点検等の事務経費および国保直診会計への繰出金を計上しております。

17ページをご覧ください。

2目連合会負担金として、昨年と同等の170万1,000円を計上しております。

2項1目、賦課徴収費は87万3,000円で、前年度比200万4,000円の減はシステムの改修費および保守料が減ったことによるものです。

18ページをお開きください。

3項運営協議会費40万2,000円は、国保税について検討をしていただくため運営協議会の回数が増え、18万1,000円の増額となっております。

2款保険給付費は15億1,483万8,000円で、前年度比2億1,577万3,000円の増となりました。

1項療養諸費は12億9,227万1,000円で、平成27年の年齢構成や被保険者数、過去3カ年の給付実績により一人当たり給付費により推計し、1億6,658万9,000円の増額となっております。

退職者被保険者等につきましては、制度として新規の加入の方がなくなるため減となり、一般被保険者が増となっております。

19ページをご覧ください。

2項高額療養費は2億1,671万5,000円と、5,131万5,000円の増となっております。これは医療費の増と、今年1月診療分から改正されました取得分の細分化、自己負担限度額がきめ細かく設定されたことによるものです。

3 項移送費は、昨年並みの 15 万円を計上しております。

20 ページをお開きください。

4 項出産育児諸費については 420 万 2,000 円で、少子化により 210 万 1,000 円を減額しております。10 人分の出産育児一時金を計上しております。

5 項葬祭諸費として 150 万円、前年と同額で計上しております。

3 款後期高齢者支援金等は 2 億 1,603 万円と、1,102 万円の減となっております。

後期高齢者支援金は、全国ベースの後期高齢者医療費などにより算出されますので、社会保険診療報酬支払基金のシミュレーション値を参考に予算計上しております。

4 款前期高齢者納付金等は 23 万円と、42 万円の減となっております。

前期高齢者支援金も全国ベースの医療費などにより算出されますので、社会保険診療報酬支払基金のシミュレーション値を参考に予算計上しております。

21 ページをご覧ください。

5 款老人保健拠出金は 5 万 1,000 円と、99 万 9,000 円の減となっております。

老人保健医療は、平成 20 年 3 月で終了して長い期間を経過したことから、老人保健医療費拠出金を減額しております。

6 款介護納付金は 9,300 万円と、1,700 万円の減となっております。

介護納付金は、全国ベースの介護費用などにより算出されますので、社会保険診療報酬支払基金のシミュレーション値を参考に予算計上しております。

7 款共同事業拠出金は 4 億 8,300 万円と、2 億 2,799 万 5,000 円の大幅増となっております。

共同事業拠出金は、県内市町村における国保財政の安定を共同で補てんするための拠出金となっており、平成 27 年度から保険財政共同安定化事業の対象範囲が広がったことによるものです。

22 ページをお開きください。

1 項 1 目、高額医療費共同事業医療費拠出金は、前年同額の 4,500 万円を計上しております。

2 目保険財政協同安定化事業拠出金は、先ほど説明しました理由による 2 億 2,800 万増の、4 億 3,800 万円を計上しております。

8 款保険事業費は 1,912 万 1,000 円と、前年並みの予算を計上しております。

1 項 1 目、特定健康検査等事業費は、平成 27 年度も今年度に引き続き受診率アップの取り組みとして健診の休日改正を行うための費用等により、前年並みの 1,660 万 8,000 円を計上しております。

23 ページをご覧ください。

2 項 1 目、保健衛生普及費は、健康づくりや食生活の改善事業に係る経費、および医療費通知費として 251 万 3,000 円を計上しております。

24 ページをお開きください。

9 款基金積立金、10 款公債費は、枠取り予算となっております。

11 款諸支出金 86 万 4,000 円は、還付加算金を計上したことにより 11 万円の増となっております。

12 款予備費については、昨年と同額となっております。

続きまして、歳入の説明を致します。8 ページへお戻りください。

1 款国民健康保険税 3 億 900 万 9,000 円は、国保税軽減対象者の拡大などにより前年比 3,942 万 2,000 円の減となっております。

9 ページをご覧ください。

2 款使用料及び手数料 30 万円は前年と同額です。

10 ページをお開きください。

3 款国庫支出金 6 億 5,488 万 9,000 円は、保険給付費の伸びなどにより 2 億 448 万 8,000 円の増となっております。

1 項国庫負担金 3 億 7,598 万 5,000 円は 6,960 万 6,000 円の増で、保険給付費の伸びなどにより増を見込んでおります。

2 項国庫補助金、1 目財政調整交付金 2 億 7,890 万 4,000 円については、前年度比 1 億 3,488 万 2,000 円の増となっており、これは歳入不足もここで収支調整をさせていただいております。

11 ページをご覧ください。

4 款県支出金 1 億 5,236 万 2,000 円は、2,344 万円の増となっております。

1 項県負担金 1,360 万 4,000 円は、事業費に決められた負担率に応じて見込んでおります。

2 項県補助金、1 目財政調整交付金 1 億 3,875 万 8,000 円は、市町村の国保財政力の不均衡等を調整するためのもので、1,951 万 8,000 円の増を見込んでいます。

5 款療養給付費交付金 9,734 万 7,000 円は、退職者医療保険者の減少などにより 4,798 万 3,000 円の減を見込んでおります。

6 款前期高齢者交付金 5 億 597 万 6,000 円は、全国の全保険者の一人当たり前期高齢者給付費などから算定されるものですので、社会保険診療報酬支払基金のシミュレーションの算定額により 897 万 5,000 円増を見込んでおります。

12 ページをお開きください。

7 款共同事業交付金は 4 億 5,700 万円と、2 億 2,200 万円の大幅な増となっております。

これは歳出のところでも説明をしましたように、保険財政共同安定化事業の対象範囲が広がったことによるものです。

1 項 1 目、高額医療費共同事業交付金 4,700 万円は、高額医療費が増えていますので 1,200 万円の増を見込んでおります。

2 目保険財政共同安定化事業交付金 4 億 1,000 万円は、先ほど説明致しました理由により 2 億 1,000 万円の増を見込んでおります。

8 款財産収入は基金利子で枠取り予算となっております。

13 ページをご覧ください。

9 款 1 項 1 目、一般会計繰入金は 2 億 1,283 万 6,000 円と、3,047 万 8,000 円の増となっております。決められた負担による法定内繰入 1 億 5,283 万 6,000 円、先に説明を致しました法定外繰入金を、7 節その他繰入金のその他繰入金として 6,000 万円を見込んでおります。

10 款繰越金は、枠取り予算となっております。

11 款諸収入は 14 万 4,000 円と、90 万円の減となっております。

2 項 5 目、一般被保険者第三者納付金 10 万円と、90 万円の減を見込んでおり、それ以外は枠取りが主で、前年と同額となっております。

これからも国保制度の見直しなど、国の動向を見極めながら一般会計からの繰り入れのご理解をいただきつつ、健康で過ごせる保険事業の強化を図りながら国保事業の健全化を図っていかなくてはならないと考えております。

以上で議案第 97 号の補足説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長（小永正裕君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（宮川茂俊君）

それでは議案第98号、平成27年度黒潮町介護保険事業特別会計予算について補足説明を行います。オレンジ色の表紙の予算書となります。

まず、1ページをお開きください。

歳入歳出の予算の総額を、それぞれ17億3,533万3,000円とするものです。

保険給付費等につきましては、前年度の実績見込額などを基に計上しているところですが、6ページから7ページの総括表のとおり、昨年度予算より総額で512万2,000円の増額となっており、前年度対比で0.29パーセントの増額となっております。

介護保険特別会計について、主なものを歳出から説明させていただきます。14ページの歳出事項別明細書をご覧ください。

1款総務費4,059万9,000円のうち、1項総務管理費につきましては、介護保険事業にかかわる職員給与などを計上し、15ページの13節委託料で介護保険制度改正に伴う事務処理システム改修委託の340万6,000円を計上しております。

16ページ、2款保険給付費につきましては、総額である16億6,031万円を、これまでの実績額から見込んでそれぞれの項目ごとに計上しており、昨年度と比較して451万円の増額となっております。

18ページからの3款地域支援事業費につきましては、1項1目、二次予防事業費として37万6,000円を計上しており、昨年度と比較して308万2,000円の減額となっております。

この要因は、前年に事業計画策定に合わせて、要介護認定のない高齢者などを対象とした日常生活圏域ニーズ調査を実施することとして、委託料282万3,000円を計上していたことが主なものになります。

18ページ、1項介護予防事業費では、合計605万7,000円を計上し、介護予防の事業を行うこととしております。

20ページの2項1目、介護予防ケアマネジメント事業費として1,724万3,000円を、地域包括支援センターの職員給与と事務費などとして計上しております。

以下、2目から5目までにつきましては、前年度の実績見込額から計上を行っており、それぞれ微増、微減の調整を行っております。

また、5款基金積立金から8款予備費につきましては、昨年度と同額の計上をしております。

続きまして、歳入を説明させていただきます。予算書8ページにお戻りください。

1款保険料につきましては、2億8,725万円を見込んでおります。前年度と比較して1,812万2,000円の増額となっております。

主な理由としましては、介護保険制度の改正により、65歳以上の第1号被保険者の負担割合が、これまでの21パーセントから22パーセントに引き上げられたことによる増額です。

次に、3款国庫支出金につきましては4億5,030万5,000円を見込み、また、2号被保険者の保険料である4款支払基金交付金では4億6,621万6,000円を、さらに、10ページ、5款県支出金では2億6,284万3,000円を見込んでいるところですが、これらの見込み額につきましては、歳出に対してのそれぞれ負担率に応じて見込み額を算定して計上しております。

次に、10ページ下から11ページの7款繰入金2億6,862万5,000円のうち、1項一般会計繰入金の2億5,953万円につきましては、それぞれの目ごとの負担率等に基づき算定するとともに職員給与分等を計上しており

ますが、前年度と比較して577万2,000円の増額となっております。

主な要因としましては、介護保険制度の改正に伴う低所得者対策の保険料軽減のため、4目低所得者保険料軽減繰入金の455万を新たに計上していることによるものです。

12ページの8款繰越金以降、10款町債までは昨年と同様としております。

以上で補足説明を終わります。

続きまして、議案第99号、平成27年度黒潮町介護サービス事業特別会計予算について補足説明をさせていただきます。黄土色の予算書をご覧ください。

1ページよりご説明致します。

予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,630万1,000円とするもので、4ページから5ページにある総括表のとおり前年度と比較して総額で388万6,000円の減額となっており、前年度比で19.25パーセントの減となっております。

まず、歳出から説明致します。7ページの歳出事項別明細書をお開きください。

職員給与と臨時職員雇用に伴う賃金、事務経費等を計上している項目である1目一般管理費は、合計額で1,610万1,000円を計上しておりますが、前年度と比較して388万6,000円の減額となっております。

この要因は、ここで支出される地域包括支援センターの職員が年度中に産休、育休の取得の予定で、2節から4節を減額していることによるものです。

また、7節賃金で、産休育休代替として臨時職員の賃金を191万6,000円計上しております。

6ページに戻っていただいて、歳入について説明させていただきます。

1款サービス収入としまして、介護予防サービス計画費収入で、前年度と同額の398万4,000円を計上しております。

また、2款1項1目、一般会計繰入金で1,231万6,000円を計上し、職員給与と事務費などの歳出に対する不足分を計上しております。

以上、誠に簡単ではありますが補足説明を終わります。議案第98号と併せて、ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長（小永正裕君）

地域住民課長。

地域住民課長（村越豊年君）

続きまして私からは、議案第100号、平成27年度黒潮町国民健康保険直診特別会計予算について補足説明をさせていただきます。議案書は75ページになります。

この予算につきましては、平成26年度の実績見込みにより計上しておりますけれども、拳ノ川診療所では常勤医師の不在という、こういった状態が続いております。運営形態の変更も不確定な状況であり、支援していただける医師の状況によっては大きく変更することも考えられます。しかしながら、国保拳ノ川診療所を存続させていくためにも、これまで同様の予算措置を背景にして、高知県をはじめとするあらゆる関係機関に対し支援を働き掛けていくことが必要と考えますので、平成26年度の実績等も加味しながら、ほぼ同様の内容で予算計上をさせていただきます。この現状をご理解いただきますよう、よろしくお願い致します。

それでは、27年度予算の主なものについてご説明させていただきます。ピンク色の予算書、1ページをお開きください。

歳入歳出予算の総額を、それぞれ7,642万9,000円とするものでございます。

詳細について、まず歳出の事項別明細書からご説明をさせていただきます。9ページをご覧ください。

歳出の1款1項1目、報酬ですけれども、嘱託職員1名分、200万7,000円を計上しております。

次に、職員給料。これは医師を含めた3人分でございますけれども、1,542万円、職員手当1,681万1,000円、共済費505万1,000円、計上しております。

次に、臨時職員の賃金を110万6,000円計上してはございますけれども、これは臨時の看護師および運転手に係るものでございます。

また、代診医師の旅費、費用弁償として89万4,000円見込んでございますけれども、医師確保に向けた行動旅費につきましては一般会計の診療諸費に計上しておりますので、ご理解いただきたいと思います。

10ページに移りまして、需用費として173万9,000円。委託料の93万5,000円につきましては、11ページの上段にありますけれども、主に代診医師の委託料と建物等の管理費でございます。

続きまして、使用料及び賃借料は、主に医療機器の使用料でございます。

12ページに移りまして、負担金は幡多医師会等への負担金でございます。

医業費の需用費174万円につきましては、医療機器類の修繕などの保守点検費用であり、使用料及び賃借料282万6,000円につきましては医療機器類のリース料でございます。

次の2目需用費につきましては、これは薬品代で1,400万円を計上して、歳入歳出予算総額を7,642万9,000円とし、前年度から5.7パーセントの増となっております。

続きまして、歳入についてご説明をさせていただきます。6ページにお戻りください。

歳入の1款1項1目、国保診療収入の現年度分353万2,000円。そして、2目社保診療収入231万5,000円。3目の後期高齢者診療収入の現年度分1,183万3,000円。4目一部負担金の収入、現年度分を280万5,000円を計上しております。

5目その他の診療収入、これを394万4,000円計上して、診療収入の対前年比は19.3パーセント減となる、2,442万9,000円を見込んでおります。

7ページに移りまして、3款1項1目の県補助金は直診施設整備事業として交付されるものでございますけれども、まだ事業内容等が確定されておられませんので枠取り予算で計上させていただいております。

5款1項1目の事業勘定繰入金につきましては150万円を計上。これは特別調整交付金として、へき地直営診療所運営費として交付されるものでございます。

最後に、5款3項1目の一般会計繰入金として5,021万4,000円を計上しておりますけれども、これは診療収入の見込み減と事業勘定繰入金によるもので、対前年比は42.8パーセントの増となり、予算総額を7,642万9,000円に調整したものでございます。

以上、ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長（小永正裕君）

住民課長。

住民課長（金子富太君）

それでは続きまして、議案第101号、平成27年度黒潮町後期高齢者医療保険事業特別会計予算について補足説明をさせていただきます。水色の予算書となります。

1ページをお開きください。

第1条で、この予算の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億7,857万6,000円と定めるものです。前年度と比較して6.7パーセント、1,287万2,000円の減となっております。

減額の主な要因は、一般管理費の人件費および後期高齢者医療広域連合納付金の減額でございます。

第2条では、一時借入金の最高額を1億5,000万円と定めるものです。

それでは、詳細につきまして歳入歳出事項別明細書で歳出から説明をさせていただきます。10ページをお開きください。

1款1項1目、一般管理費は185万6,000円を計上しております。前年度と比べると930万8,000円の減額となっております。平成26年度まで1人分の人件費を計上していましたが、平成27年度は後期高齢者特別会計では計上しないことにより減額となっております。

19節負担金補助及び交付金の後期高齢者健康診査を、平成26年度決算見込みから推定して150万円減額したことによるものです。

11ページをご覧ください。

2款1項1目、後期高齢者医療広域連合納付金は1億7,541万円を計上しております。これは、19節負担金補助及び交付金の後期高齢者医療広域連合納付金が広域連合からの通知により、前年と比較して370万4,000円減額となったことによるものです。

3款1項1目、保険料還付金は20万円、2目還付加算金は5万円を計上しており、前年度と比較してそれぞれ増額となっております。

4款予備費は、例年のとおり100万円を計上しております。

続きまして、歳入について説明を致します。6ページにお戻りください。

1款後期高齢者医療保険料は1億138万9,000円で、前年度比1,031万3,000円の減となっております。

1項1目、特別徴収保険料ですが、現年度分7,950万円を計上しております。

2目普通徴収保険料は2,188万9,000円を計上しております。この保険料は、後期高齢者医療広域連合より通知のあった、保険料納付金に相当するよう調整した額としたものとなっております。

2款1項2目の督促手数料は3万1,000円を計上しております。平成26年度決算見込みから3万円減としております。

3款寄附金は、この会計への寄附金はこれまでもありませんでしたし、これからもないと思われますので計上しておりません。

次に、7ページをご覧ください。

4款1項1目、事務費繰入金は歳出の事務費相当額208万3,000円を計上しており、人件費の減により817万円の減となっております。

2目の保険基盤安定繰入金6,951万円は、広域連合からの通知額を計上させていただき、210万1,000円の増額を見込んでおります。

5款1項1目、繰越金450万円は、平成26年度の歳入となる保険料で、3月から5月に入金する普通徴収保険料は平成27年度に広域連合へ納付することとなりますので、その繰り越す額を見込んでおります。

6款諸収入は106万2,000円を計上しており、広域連合から特定健診負担金が減ることにより95万8,000円の減となっております。

8ページをお開きください。

2項1目、保険料還付金20万円、2目還付加算金5万円は、歳出の相当額を計上しております。これも広域連合が負担するものです。

5項5目、雑入80万円は広域連合からの特定健診負担金で、歳出の後期高齢者健康診査の減額に伴う減額でございます。

そのほかの目は、前年と同額、または収入見込みのないものは0円としております。

以上で議案第101号の補足説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長（小永正裕君）

農業振興課長。

農業振興課長（森下昌三君）

それでは議案第102号、平成27年度黒潮町農業集落排水事業特別会計予算について補足説明をさせていただきます。議案書の方は77ページです。また、予算書につきましては緑色の予算書を見ていただき、1ページをお開きください。

本予算は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3,799万6,000円とするものです。また、対前年度比は、金額にして68万1,000円の増額、率にして1.8パーセントの増となっております。

増額の主な要因は、蜷川クリーンセンターの曝気（ばっき）ブロアーの修繕が必要となったためです。

それでは、詳細について説明をさせていただきます。8ページの事項別明細書の歳出をお開きください。

まず歳出、1款農業集落排水費、1項1目の農業集落排水総務費ですが、総務費につきましては事務的経費ですが、前年度と同額の19万円を計上しております。

次に、2項1目の農業集落排水維持費ですが、前年度との比較では68万円の増加となっております。

内容としましては、11節需用費の中の電気料の値上げによる増額分18万円と、修繕料の先ほどの蜷川クリーンセンターの曝気（ばっき）ブロアー2基の修繕が必要となったための50万円を計上による増額です。

次に、12節役務費、また9ページの13節委託料については、前年度と同額の予算計上としています。

次に、2款1項、公債費ですが、元利均等償還額の端数処理により、前年度公債費より1,000円の増額となっております。

これに対する歳入ですが、6ページにお戻りください。

1款1項1目の農業集落排水事業分担金ですが、この分担金については2戸の加入を見込んで20万円としました。

次に、2款1項1目の農業集落排水使用料については、26年度の実績を見込んで672万1,000円を見込みました。前年度比では12万円の減となっております。

次に、7ページの3款1項1目の一般会計繰入金ですが、3,104万8,000円で、前年度より80万円の増となっております。

以上、ご審議のほどをよろしくお願い致します。

議長（小永正裕君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（浜田仁司君）

それでは議案第103号、平成27年度黒潮町漁業集落排水事業特別会計予算の補足説明をさせていただきます。議案書78ページ、予算書は、グレーの表紙の1ページをお願いします。

本予算は、歳入歳出の予算の総額を歳入歳出それぞれ543万1,000円とするものです。前年度比で1,000円の減で、昨年度並みの予算となっております。

次に、事項別明細書の歳出の8ページをお願いします。

1款事業費と致しまして、維持管理運営費に係る171万2,000円を計上しています。前年度と同額となっております。

2款公債費ですが、331万9,000円で、前年度比で1,000円の減となっております。

3款予備費として、昨年同様40万円を計上しております。

次に、事項別明細書の歳入の6ページをお願いします。

- 1 款分担金及び負担金と致しまして、昨年度同様 1,000 円で枠取りをしております。
 - 2 款使用料及び手数料は 78 万円を計上し、昨年度比 2 万円の増となっております。
 - 3 款繰入金につきましては 462 万 2,000 円で、前年度比 1 万 2,000 円の減となっております。
 - 4 款繰越金は 2 万 7,000 円で 9,000 円の減となり、5 款諸収入は前年度同額の 1,000 円となっております。
- 以上です。どうぞよろしく申し上げます。

議長（小永正裕君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

それでは次に、議案第 104 号、平成 27 年度黒潮町情報センター事業特別会計予算について補足説明をさせていただきます。議案書の方は 79 ページとなります。なお、予算書の方は若草色の予算書となります。

まず、1 ページをお開きください。

この予算は、歳入歳出それぞれ 2 億 7,095 万 7,000 円とするものです。対前年度比としては、金額にして 1 億 458 万 9,000 円、62.9 パーセントの増となっております。

この主な原因の 98.4 パーセントでございますけれど、これは黒潮町情報通信基盤整備事業に対する町債の元金償還が前年度より 1 億 295 万 4,000 円増えたことにあります。なお、情報センター事業における地方債の調書につきましては 17 ページに掲載をしております。

それでは、詳細につきまして歳入歳出事項別明細書で説明を致します。

まず、歳出から説明を致します。8 ページをお開きください。

1 款 1 項 1 目、一般管理費で 700 万 9,000 円の減額となっておりますのは、平成 26 年度までは情報推進係長の給与全額をこの特別会計に計上していましたが、これを勤務の実態に合わせて一般会計に移行させ、情報センター事業は嘱託職員で主体的に管理運営する体制にしたためでございます。

1 節報酬では、3 名の嘱託職員を計上しております。

11 節需用費では、電気料 396 万円、12 節役務費では、施設損害賠償保険料 98 万 3,000 円等が大きなものがございます。

1 款 1 項 2 目、財産管理費では 455 万 5,000 円の増で、これの主な原因は、国道、県道、町道の改修や避難道整備等の公共事業実施に伴う光ケーブル移設による保守費用の増加でございます。

12 節役務費は、伝送路保守料の 2,200 万円、サービスフロント保守料 240 万円が主なものです。

13 節委託料は、光ネットワーク運用の基本的な保守委託料です。

14 節使用料及び賃借料は、四国電力および NTT 等の電柱共架料および土地使用料です。

2 款 1 項 1 目、放送サービス提供事業では 12 万 7,000 円の減となっております。

13 節委託料は、自主放送の制作を委託するものです。

14 節使用料及び賃借料では、データー放送システム使用料の 388 万 8,000 円が大きなものとなっております。

2 款 1 項 2 目、通信サービス提供事業費では 443 万 9,000 円の増で、これは、インターネットサービス事業における利用者の通信量が増加していることが原因となっております。

12 節役務費は、インターネットサービス業務のための上位プロバイダーへの支払う情報通信経費でございます。

3 款 1 項 1 目、公債費の元金では 1 億 295 万 4,000 円の増で、これは、平成 21 年度から平成 24 年度にかけて実施してきた黒潮町情報通信基盤整備事業で活用した町債、辺地債、過疎債、合併特例債でございますけれど、これらの償還が本格的に始まったことによります。

3 款 1 項 2 目、公債費の利子につきましては 22 万 3,000 円の減額となっております。

次に、歳入についてご説明を致します。お戻りいただき 6 ページをご覧ください。

1 款 1 項 1 目、サービス使用料は 670 万 8,000 円増で、これはテレビ放送およびインターネット加入者の増加を、本年度の増加実績の 70 パーセントを見込んで、テレビ放送加入者で 2,095 人、31 人の増、インターネット加入者で 1,143 人、49 人の増を、それぞれ見込んだことが主な原因でございます。

1 款 2 項 1 目、サービス加入金は 4 万 3,000 円の減額となっております。

平成 24 年 10 月より、黒潮町情報センターの設置及び管理に関する条例が改正されて、加入金免除の特例が実施されてきました。その効果が表れていることから、平成 27 年度についても特例措置の継続を行う計画でありますので、昨年度と同程度の歳入見込みとなっております。

2 款 1 項 1 目、一般会計繰入金は 8,308 万 4,000 円の増額の 1 億 5,853 万 9,000 円となっております。これは、情報通信基盤整備事業で活用した町債の償還が本年度より本格的に始まったことが主な原因です。

ちなみに、本年度の町債償還金は元利合計で 1 億 3,982 万 5,000 円であり、一般会計繰入金の 88.2 パーセントを占めております。

なお、黒潮町情報通信基盤整備事業は、過疎債、合併特例債、辺地債のいわゆる優良起債を活用していますので、本年度はその事業分の特別交付税措置として、一般会計の方に 9,865 万 9,000 円、一般会計繰入金の 62.2 パーセントの交付税措置が見込まれ、一般会計繰入金からこの交付税措置見込み額を引くと 5,988 万円となります。

以上でございます。

議長（小永正裕君）

まちづくり課長。

まちづくり課長（森田貞男君）

それでは議案第 105 号、平成 27 年度黒潮町水道事業特別会計予算について補足説明をさせていただきます。議案書は 80 ページになります。また予算書は、あさぎ色の表紙でございます。

水道事業特別会計予算につきましては、地方公営企業会計制度の大幅な改正によりまして会計基準の見直しが行われ、平成 26 年度の予算および決算から新会計基準へと移行を致しました。

予算書の表紙の次に目次を付けています。この中で、キャッシュ・フロー計算書、損益計算書、貸借対照表が主要財務 3 表になります。

それでは、目次の裏面になります 1 ページをお開きください。

ここには第 1 条に総則と致しまして、平成 27 年度黒潮町水道事業特別会計の予算は次に定めるところによるとしております。

第 2 条には、業務の予定量を掲載をしています。

平成 27 年度の給水栓数につきましては 6,268 栓でございます、対前年比で 18 栓の増となっております。

年間給水量につきましては 153 万 3,912 立方メートルで、対前年比 1 万 7,340 立方メートルの増量でございます。

次に、第 3 条予算の収益的収入及び支出の予定額についてご説明を致します。

この予算はご家庭に水をお届けするための費用で、給水収益等により運営する予算でございます。

ここでは、収入支出の総額を 2 億 5,810 万 3,000 円にするものでございます。内容につきましては、32 ページから 40 ページの事項別明細書に記載をしています。

先に支出からご説明致しますので、34 ページをお開きください。

上水道事業費用分と簡易水道事業費用分に分けて記載をしています。

平成 26 年度当初予算同様、水道事業運営に必要な営業費用および営業外費用等をそれぞれ計上を致しております。

36 ページをお開きください。

22 節委託料に、黒潮町水道事業計画策定費用としまして 500 万円を計上を致しました。

当計画につきましては、平成 22 年 3 月に策定を行ないました計画に基づき、これまで事業運営を図ってまいりましたが、平成 25 年 3 月に新水道ビジョンが厚生労働省より示され、人口減少社会における料金や資産管理および耐震化等も含め、50 年後、100 年後の将来を見据えた計画とすることが提示されましたので、今回、計画の見直し策定を行なうものでございます。

次に、収入をご説明を致します。32 ページをお開きください。

営業収益の給水収益につきましては、給水栓 6,268 栓分を計上しています。営業外収益の長期前受金戻入につきましては、法改正により平成 26 年度から計上したもので、みなし償却制度の廃止に伴い、減価償却を行うべき固定資産の取得または建設改良に充てるための補助金等の交付を受けた場合においては、その交付を受けた金額に相当する額を長期前受金として計上をしています。

次に、第 4 条予算の資本的収入及び支出の予定額についてご説明を致します。この予算は、水道施設を整備、改良するための費用で、将来の事業運営を行うための投資的予算でございます。

先に、支出からご説明をさせていただきます。最後のページになります 42 ページをお開きください。

建設改良費は 1 億 1,361 万 5,000 円で、対前年比で 1,500 万円の減額となっています。この主な要因としましては、上川口の配水池の耐震補強工事が終了したことによるものでございます。

平成 27 年度の実施事業につきましては、佐賀簡易水道の配水管を更新、耐震化するため、生活基盤近代化事業を活用し設計委託業務の実施、および平成 26 年度に引き続き、大方改良事業に合わせて行ないます上水道の基幹配水管の布設工事でございます。

収入につきましては 41 ページに記載していますので、ご確認をよろしくお願い致します。

恐れ入りますが、2 ページに戻ってください。

第 4 条予算では、カッコ書きに記載していますように、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 8,182 万 7,000 円につきましては、過年度分の損益勘定留保資金、当年度分損益勘定留保資金および当年度分消費税、および地方消費税資本的収支調整額 8,182 万 7,000 円で補てんを致しております。

次に、17 ページの水道事業会計予定キャッシュ・フロー計算書についてご説明を致します。

当計算書は、平成 26 年度から公営企業法改正により義務付けられたもので、1 年間の現金の動きを表したものでございます。

1 の業務活動によるキャッシュ・フローは、通常の業務活動の実施に必要な資金の状態を表しています。

2 の投資活動によるキャッシュ・フローは、将来に向けた運営基盤の確立のために行う投資活動に係る資金の状態を表しています。

3 の財務活動によるキャッシュ・フローは、増減資による資金の収入、支出、および借入れ、返済による収入、支出など、資金の調達および返済を表しています。

下段の資金期首、27 年の 4 月 1 日になりますが、残高は 3 億 1,623 万 6,674 円は、平成 26 年度の予定貸借対照表、22 ページの 2 行目の現金預金の額となります。

また、資金の期末、平成 28 年 3 月 31 日になります。この残高の 3 億 1,389 万 7,133 円は、平成 27 年度の予定貸借対照表、26 ページの 2 行目の現金預金の額となります。

19 ページから 20 ページには、平成 26 年度、平成 27 年度の営業収益と営業費用を表しました予定損益計算書を記載していますので、ご確認をよろしくお願いいたします。

次に、25 ページからの平成 27 年度予定貸借対照表についてご説明を致します。

固定資産および流動資産の合計は、26 ページの 8 行目、33 億 7,107 万 3,858 円となっています。

負債の合計は、27 ページの最後の行になります、26 億 7,989 万 2,688 円となっています。

資本の合計は、28 ページの下から 2 行目になります、6 億 9,118 万 1,170 円となっており、負債と資本の合計、合わせますと 33 億 7,107 万 3,858 円となりまして、先ほどの資産合計と合致していますので、バランスが取れているということになります。

最後に、29 ページに法改正により義務付けられました、重要な会計方針に係る事項に関する注記を記載しております。これは、損益計算書および貸借対照表の作成に当たりまして、その財政状況、経営状況を正しく示すために採用しました、会計処理の原則および手続ならびに表示の方法を記載したものでございます。

以上、平成 27 年度黒潮町水道事業特別会計予算書の補足説明をさせていただきました。ご審議のほどよろしくお願いを致します。

議長（小永正裕君）

これで提案理由の説明を終わります。

お諮りします。

ただ今議題となっております議案第 66 号、黒潮町税条例の一部を改正する条例についてから、議案第 105 号、平成 27 年度黒潮町水道事業特別会計予算についてまでの質疑および委員会付託につきましては、3 月 9 日の会議日程とすることにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

異議なしと認めます。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

散会時間 16 時 08 分